

令和２年第３回竹原市議会定例会議事日程 第２号

令和２年９月１４日（月） 午前１０時開議

会議に付した事件

日程第 １ 一般質問

（１）松本 進 議員

（２）宇野 武則 議員

（３）川本 円 議員

令和２年９月１４日開議

(令和２年９月１４日)

議席順	氏 名	出 欠
１	下 垣 内 和 春	出 席
２	今 田 佳 男	出 席
３	竹 橋 和 彦	出 席
４	山 元 経 穂	出 席
５	高 重 洋 介	出 席
６	堀 越 賢 二	出 席
７	川 本 円	出 席
８	井 上 美 津 子	出 席
９	大 川 弘 雄	出 席
１０	道 法 知 江	出 席
１１	宮 原 忠 行	出 席
１２	吉 田 基	出 席
１３	宇 野 武 則	出 席
１４	松 本 進	出 席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
地 域 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	影 田 康 隆	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	大 田 哲 也	出 席

午前9時59分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第2号を配付しております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の令和2年第3回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定しております。

順次質問を許します。

質問順位1番，松本進議員の登壇を許します。

14番（松本 進君） おはようございます。日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

第1点目の質問項目は、竹原市の新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

日本共産党は7月28日に政府に緊急の申入れを行い、感染震源地に対する集中検査や医療、介護、障害者福祉、保育、学校など職員への定期的検査によって、無症状感染者も含めて把握、保護することで感染を抑え込む戦略を明確に実行することを求めています。厚労省が通知で、地域の関係者を幅広く検査することが可能（8月7日）、また、医療、介護施設の勤務者や入院、入所者に幅広く検査することも可能（8月18日）だとしたことは一歩前進ですけれども、可能と言って自治体任せ、現場任せになっている問題があり、これでは感染抑止はできないと改善を強く求めています。

日本医師会会長は8月25日の記者会見で、「新規感染者数は減少傾向だが終息に向かっているとは言えない」「医療現場は逼迫状況にある」と訴えています。

広島県は、今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療体制等の整備について（令和2年8月19日付）は、フェーズ3を設定した取組をされています。フェーズ3とは、第1波において全国で最も感染者発生率が高い東京都と同程度の感染者が発生しても、感染者を受け入れることができる体制のことです。この中で、PCR検査体制の強化は、検査能力を増強するとともに、自院で唾液検査等の採取を行うクリニック等の協力医療機関を増やしていくとなっています。また、新型コロナウイルス検査体制の拡充について（身

近な医療機関におけるPCR検査の実施）（令和2年8月19日付）の趣旨は、「身近な医療機関での唾液によるPCR検査を可能とすることにより、感染確認検査を高頻度化し、早期の新規感染者の把握及び入院検査措置の徹底を図る、また期待される効果は、保健所を介さず、医師の判断でその場で検体が採れる、検査までの時間が短縮される、感染者把握の入り口、検査の窓口が大幅に増加され、今後の感染拡大やインフルエンザとの同時流行に備えられる」等となっています。

そこで市長に質問します。

1点目に、竹原市内のPCR検査体制の拡充強化の目標と現状はどのようなようになっていますか。

2点目に、竹原市内のPCR検査状況はどのような数値でしょうか。広島県は1月30日から8月16日の新型コロナ、PCR検査状況は、陽性件数437件、検査件数1万6,271件、陽性率2.7%です。

3点目に、PCR検査等コロナ対策に協力していただける市内の医療機関等には、竹原市の第2次臨時交付金を財源とする財政支援を拡充、強化すべきではないでしょうか。

第2番目の質問については、竹原市財政健全化計画（2019年12月）と、市民の住みよさ実感について市長にお尋ねします。

竹原市財政健全化計画（2019年から2023年の5年間）の今後の取組状況の事務事業の見直しは、駐在員の廃止（令和2年3月末、大乘、東野、田万里、仁賀）、吉名・荘野出張所の廃止（令和3年3月末）、大井保育所・東野保育所の廃止（令和3年3月から令和4年3月末）、児童福祉年金の廃止（令和3年3月末）、ご長寿にぎわい事業補助金の廃止（令和3年3月末）となっています。

1点目の質問は、その各事業の廃止に伴うコスト削減効果と、住民の説明会などの合意形成はどのようなようになっていますか。また、同施設などの廃止による市民サービスの利便性、地域のにぎわいの確保など人口減少防止対策はどのように取り組まれていますか。

2点目に、事業目的を終結した旧同和行政の施策に伴う、隣保館等、教育集会所2か所、地域集会所8か所の削減効果額は幾らですか。

3点目に、竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの廃止（令和3年3月末）、この計画に伴う住民の説明会、合意形成の取組状況はどのようなようになっていますか。

4点目に、市立竹原書院図書館の民間委託等（令和3年3月末）、このコスト削減効果は。また、8月27日の総務文教委員会の市立竹原書院図書館管理運営計画と、市立図書

館建設、公共施設ゾーン整備事業の複合施設の建設はどのように取り組まれていますか。

5点目に、竹原市立地適正化計画（2018年3月策定）の進捗状況はどのようになりますか。私は2018年3月市議会の一般質問で質しましたがけれども、明確な答弁がありません。コスト削減、効率的でコンパクトなまちづくりとは、具体的に学校施設、旧公民館施設、商業施設等の都市機能の削減を示した住民の説明会はいつどのような形で実施されていますか。

6点目に、竹原市公共施設総合管理計画（2017年1月策定）の進捗状況、コスト削減効果はどのようになっていますか。

7点目に、最後に、今、竹原市行財政改革で必要なことは、住民サービスや福祉、文化等の削減ありきではなく、不要不急の事業、無駄な事業を抜本的に見直すことです。すなわち、新開土地区画整理事業の凍結、縮小、公共施設ゾーン整備事業は、事業の必要度・緊急度・公正等から抜本的な見直しが必要です。さらに、水道事業の県用水経費削減等々を優先すべきではありませんか。市長の御所見をお聞かせいただきたいと思います。

以上で壇上での質問といたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策に係る検査体制等に関する御質問でございます。

本市におけるPCR検査体制の充実強化の目標と現状についてであります。新型コロナウイルスの検査体制については、新型インフルエンザ等対策特別措置法等により、都道府県が整備することとされております。広島県においては、自院で唾液などの検体採取を行うクリニック等の協力医療機関を増やすことにより、身近な地域でのPCR検査体制の拡充を図ることとされており、8月末現在で、県内で733施設、広島中央二次医療圏域内で45施設の協力を取り付け、今後もさらに増やしていく方針とされています。

また、PCR検査機器の追加整備を進め、大学との連携や民間検査機関の活用により、1日当たりのPCR検査体制を現在の1,550件から令和2年度末までに段階的に5,700件とする目標を掲げ取り組むこととされております。なお、県全体の目標値と現状は公表されておりますが、市町ごとの数値は公表されておられません。

本市におけるPCR検査状況につきましては、保健所設置市である広島市、呉市、福山

市と、その他の市町の4区分で公表されており、市町ごとのPCR検査件数は公表されておりません。

PCR検査等の実施医療機関への財政支援の拡充強化につきましては、広島県において、帰国者・接触者外来等施設の整備、慰労金の交付、医療機関等における感染拡大防止の支援等の事業により、地域医療に対する支援策が講じられておりますが、本市においても、市内の医療機関等に対して感染拡大防止に係る費用の補助事業を行っているところがあります。

本市における唾液などの検体採取を行う協力医療機関につきましては、現在、竹原地区医師会及び関係機関と連携し情報交換を行っているところであり、引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に必要な対策を迅速かつ適切に行ってまいります。

次に、2点目の竹原市財政健全化計画についての御質問でございます。

まず、事務事業の廃止に伴う人件費を含む削減効果額は、駐在員の廃止については約410万円、児童福祉年金については約100万円、ご長寿にぎわい事業補助金については約580万円であります。

出張所及び保育所の廃止並びに隣保館の集約については、現在、廃止または集約に向けて検討を進めているところであり、その過程の中で削減効果額についても精査をしてまいります。

施設の廃止につきましては、その必要性について御理解をいただけるよう関係者への説明を行うとともに、現行のサービス機能の代替など必要な取組を進めてまいります。

隣保館につきましては、現在2か所を設置しておりますが、施設の老朽化といった課題も含め、今後の在り方について検討協議しているところであります。

集会所につきましては、教育集会所や地域集会所を含め48の各種集会所があり、現在それぞれの施設の利用状況、老朽化の度合い、維持管理コストなど様々な面から各種集会所の適正配置の検討を行っているところであります。

在宅障害者デイ・サービスセンターにつきましては、本年2月3日に廃止の方針や今後の対応について利用者及び家族への説明会を開催した後、8月3日の意見交換会において、デイ・サービスセンターの存続への要望や、介護者の高齢化に伴う将来的な不安などを伺うとともに、他の民間事業所への移行に向けた利用者や家族の希望や課題等を共有したところであります。

今後におきましても、相談支援事業所や移行先の事業所、関係機関等と連携して丁寧に

対応し、合意形成に努めてまいります。

図書館管理運営計画につきましては、教育委員会において、図書館のさらなる市民サービス向上を目指し、現状と課題を明らかにして今後の方向性をまとめたものであり、直営、民間委託にかかわらず、市立図書館の基本的な管理運営方針を体系立てて示したものとなっております。

図書館の民間委託等のコスト削減効果額については、本定例会に図書館の指定管理者制度導入が可能となる条例改正案を上程しているところであり、今後、指定管理者を決定していく過程の中で精査をしてまいります。

複合施設の整備につきましては、公共施設ゾーン整備の第2フェーズの事業として位置づけており、他団体での取組など情報収集を進めておりますが、まず第1フェーズの庁舎移転について、その方向性を示せるよう努めてまいりたいと考えております。

立地適正化計画につきましては、必要な都市機能や居住を緩やかに誘導するための区域を設定し、一定の人口密度を保つまとまりのあるコンパクトな市街地が形成され、医療、福祉、商業施設等の住民生活に必要な都市機能を将来にわたり維持し続けることを目的として策定したものであります。

計画の策定に当たっては、都市構造上の課題やコンパクトなまちづくりを進める方向性や手法について、住民の理解を得ることや住民の意見を反映させるために、市内各地域での意見交換会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、策定をしております。

計画の進捗状況については、昨年4月に公民館を地域交流センターへ移行し、今年度は、たけのここども園を開設したところであり、現在、新開土地区画整理事業による道路や公園などの都市基盤整備や、良好な居住環境整備を継続して取り組んでいるところであります。

公共施設等総合管理計画につきましては、30年間で公共施設の延べ床面積を38%削減することを目標としており、市営住宅の解体の実施、たけのここども園の整備による施設の統廃合等により管理面積の減少に取り組むとともに、施設の維持管理コストの削減に取り組んでいるところであり、引き続き計画目標の達成に向けた取組を進めてまいります。

最後に、行財政改革に係る事務事業の見直しにつきましては、本市はこれまで人口減少や住民ニーズの変化等により、実施事業の規模の縮小や廃止、さらには新たな事業への転換を図るなど、随時見直し等を行い、適切な事務事業の執行に努めてまいりました。

今後も引き続きこうした取組を進めながら、必要な施策についてはより効果的な事業推進も図るなど、事業の選択と集中に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それでは、1番目のコロナ感染症対策から再質問をしてみたいと思います。

この中で、質問で、1点目にはPCR検査体制について伺いました。これは県の仕事つていいですか業務なのですけれども、竹原市でこういった体制になっているのかなということで6月にも聞きましたし、今回も聞いてみたいということでありました。それで、先ほど答弁があったように、竹原市を含む広島中央二次医療圏域内では45施設がこういった検査を行うという答弁があって、それでこういった検査体制を、私が6月に聞いたときは特定の医療機関は言われませんでしたけれども、1か所竹原市内では検査体制があるというふうに理解しておりました。

それが今度は、端的に言えばかかりつけ医者とか診療所、こういう身近な医療機関を通じて医師に相談して、そこで必要と医師が判断すれば唾液による検査というのは拡充されてということがあったと思うのです。ですから、なぜそういうふうになったかということでは、主に今後のコロナ感染とインフルエンザの同時流行、これに備えた対策として県が強化したということになっています。それで、我々からしたら身近な医療機関、医者の所に相談してやるわけですけれども、竹原市内では、今、全体では45施設、広島中央二次医療圏域内では45施設と言われましたけれども、竹原市内でのこういう検査できる医療機関の公表といいますか、これはいつ頃公表できるのかな、公表する必要があるのではないかと思いますのでお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） PCR検査体制の御質問でございます。

PCR検査体制の整備については、御質問のとおり県のほうで対応されるということとなっております。

市内の状況でございますけれども、これは市長答弁でもございましたように市町ごとの数というのは公表されてないということでございますので、そのように御理解いただきたいというふうに思います。

とはいいいましても、やはりインフル等の流行がございますので、やはり身近なかかりつ

け医や近くの診療所にまずは電話をしていただいて、相談、受診をしていただくといったような形になるというふうに思いますけども、その公表についてはまだ時期がはっきり分かりませんので、ちょっとお答えしようがございませんですけども、新聞報道等では公表されるようなことも書いてございますけども、その時期についてははっきり分からないといったようなところでございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） ぜひ公表が必要だなと私が強く思うのは、身近な医療機関、クリニックがありますけれども、そこが本当にコロナの検査をしてくれるのかなというのが一番心配でありますから、まず身近なところでどこの医療機関がそういう検査体制ができるというのは、ぜひやっぱり公表する必要があるのではないかなというふうに思います。

それから、2点目の質問では、竹原市のPCR検査の状況、県内での全体の状況は壇上で紹介しました。それで、この市内の状況についても、県が公表してないということで答弁がありましたけれども、保健所が設置している広島市とか呉市とか福山は公表されております。そこで、公表する・しない、県の基準があるのでしょうかけども、公表する・しない、こういった理由で公表しませんよというのがあれば、ぜひ報告をお願いしたい。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） PCR検査の状況を公表しない理由ということですけども、この理由については特に県のほうにお聞きはしておりませんが、県は市町ごとにしておりますけども、それも県の保健所ごとにしておりますけども、やはり違う管轄の保健所で受けられる方もおられます。そういうこともございまして、なかなか整理が難しいということで、各市町ごとの数は公表されてないのでなかろうかというふうには考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 呉市、広島、福山は公表されるということなので、確かに今の理由としては、整理が難しいという一つの理由かも知れませんが、それではやっぱり竹原市民のそういうコロナ検査に関わるいろいろ関心があるわけですから、実名まで公表しろと言っているわけではないのですから、ぜひそういった、これだけ検査して陰性、陽性——陽性はいないのでしょうかけども——状況がありますよということはぜひ公開できるように取り組んでいただきたいと。

それから、3点目の質問は、先ほど竹原市内でもいろんなクリニックを通じて、そう

いう検査、唾液が中心になるのでしょうかけれども、唾液採取のPCR検査ができるということで、拡充されたということで大変いいのですけれども、先日テレビを見ておりましたら、検査が唾液ということで飛沫のリスクは少ないのかも分かりませんが、それでも飛沫がゼロというわけにはいきませんから、今は鼻のところから採取するという面では医者の方も、くしゃみとかいろんな飛沫で飛んできて、医者そのもの、そういった医療機関そのものが感染のリスクということが新聞で報道されていました。

基本的には、県がやるというのは、体制を整えるということは必要なのですけれども、まだまだテレビ、いろんな報道なんかでも不十分さが指摘されているわけですから、ぜひ市内の医療機関にも、その検査をやってゼロとはなかなか難しいのでしょうか、最大限そういう飛沫等の、医者自身、そういった医療機関自身の感染のリスクを最大限軽減するためにも、きちっとした防護体制等の準備、そこは県との連携を取って充実するような支援策があるのではないかとということで、その点の検討をぜひ県とも協議してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 医療機関への支援ということでございますけれども、国におかれては第2次補正予算において医療、介護従事者に慰労金等もございますし、また防護具等の支給等もございます。また、これは県のほうにおかれても、そういったこともやられてるということでございます。

市におきましても、竹原市の新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金というのを創設いたしまして、やはり医療機関や介護施設等に対して感染拡大防止に係る費用を補助するといったことを行っております。内容は、ガウンですとかゴーグル等の个人防护具、あとは飛沫防止のためのパーティションですとか、サーモグラフィー等の感染拡大防止設備の整備費などについて補助をしているといったような状況でございます。

これについては、9月30日までの申請期間ということでございますけれども、今、その申請期間の延長について検討しているといった状況で、市としても様々な支援を行ってきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 次は、2点目の竹原市財政健全化計画についてお尋ねしていきたいと思います。

この中で、1点目の質問として、各出張所等を廃止した場合のコスト削減効果をお尋ねしました。そこで、出張所等は精査中だということで、あとは駐在員の廃止や年金、ご長寿にぎわい事業等の説明がありました。今精査中というのは私はどうも理解できないのですけども、本来、提案する、こういった事業の見直しという取組を市が議会のほうに示しているわけですから、せめてそういった、公共施設の廃止というのは私は賛成ではありませんけれども、そういった出す方としては、こういった出張所、そういう廃止すればどれだけコストがなるというぐらひはぜひ提示する必要があると、それを今精査中だということとはなかなか理解に苦しみます。

そこで、1点目の質問では、駐在員、出張所等の廃止というのは、コスト削減も駐在員の廃止を言われましたから、私が再質問として言いたいのは、こういった出張所や駐在員の廃止によって地域のにぎわいや住民の利便性を喪失させるということは間違いありません。それで、コスト削減額以上に、地域住民の住みよさを失うことにはなるのではないかということについて、その点市長はどのようにお考えなのかなということをお願いしたいし、もう一つはその関連なのですが、そういった施設等や出張所等を廃止する場合、提案されてるわけですが、住民の利便性を考えた場合は、特に交通ネットワークといいますか、コンパクトなまちづくりでは公共交通のネットワークが提案されております。ですから、例えば出張所等を廃止した場合、その住民の利便性が失われるわけですから、それに代わる、一つは公共交通のネットワークということが、どのように位置づけられて、例えば、廃止は私はオーケーと言っているわけではないですけど、仮に廃止した場合でのそれに代わるような公共交通、そのネットワークが必要ではないかということで、今年3月策定された竹原市地域公共交通網形成計画というのがありますけれども、この中にはどのように位置づけられて、住民の不安の解決といいますか、やられてるのかなということをお尋ねしてしておきたい。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

施設の廃止等に伴うということで、コストと削減効果のお話もございました。

冒頭、市長も御答弁申し上げましたが、削減効果額を示したものもございますし、今後の過程におきまして精査ということでお答えさせていただいております。

また、議員のほうから、にぎわいの創出ということで、過去にもこういった同様の御質問をいただいたと思っております。公共施設につきましては、各地域において拠点と申し

ますか、にぎわう様々な取組等も行事等もされている中で、そういったことで御利用されている施設もあると認識しております。

そうした中で、今回この施設の廃止等に取り組んだことにつきましては、昨年12月に財政健全化の取組状況ということで全員協議会で御説明させていただきましたとおりでございます。厳しい財政状況の中を踏まえましても、財政健全化の取組を引き続き進める上におきましても、現在やっておりますこと、また今後の取組ということで、この事務事業の見直しに取り組んでいるところでございます。

各地域でそれぞれ拠点となる、また現在にぎわっているところということにもなる中で、代表的には議員からおっしゃるように出張所等の問題があろうかと思っております。そして、廃止になった上においては、恐らく移動手段等のことをおっしゃっていると思いますが、そうした中で地域公共交通の再編ということでお話ございましたが、地域公共交通網形成計画も策定しております中で、来年度からはデマンド交通の実証運行等も掲げております。そうした中で、様々な移動手段、当然、既存の公共交通機関の活用というのでも継続する中で、様々な取組をしなければならないということでございますので、そうした中におきましても、総合的に勘案した上で、この健全化計画の取組という中で、この公共施設の適正化、再編というのでも考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） こういった出張所等公共施設の廃止ということで、特に公共施設の目的も大切なのですけども、あとは地域のにぎわいということも繰り返し言ってます。

そこでは大枠として、今例えば忠海なんかの小学校跡地の活用も報告を受けておりますけれども、こういった出張所、規模が小さいところといいますか、そういったところでは民間事業の活用だけではうまくいかないところもあるのではないかなと、そういう面では、一つは市が責任を持ったにぎわいをつくるという捉え方をしているのかどうかというのが一つと、もう一つは確認になりますけれども、もし廃止になった場合の部分でデマンド交通ということが、これは5か年計画の中にきちっと位置づけて廃止後は直ちにそういったデマンド交通なんかを含めた対応をするというふうに理解しているのかどうかを聞いておきたい。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

小学校の跡地活用の話もされまして、確かに廃止後におきましてどのように活用するかというのもございます。公共施設等総合管理計画、また白書のほうでも示して、維持管理経費等の実情は把握しておりますし、現在、個別施設計画の作成にも着手したところでございます。

そうした中におきまして、当然民間活用というのは大事でございまして、長年、小学校の跡地につきましても、今回1校ではございますが活用が図られるというめどが立っておりますので、その点は継続してまいりたいと思っております。そのことによりまして地域のにぎわいにつながればということで、これは一石を投じたものになっていると思っております。

デマンド交通のお話がございましたが、来年度は実証運行ということでございますので、その実証運行の取組状況は当然精査しながら、よりよい方向につながっていかばと思っておりますし、現在の既存の地域公共交通も利用者が増えれば一番いいと思っておりますし、今後、自動車の運転免許証もなかなか高齢化が進みますとどうしても返納せざるを得ない状況の方もたくさんいらっしゃると思いますので、そうした条件も踏まえまして公共交通の取組はとても大事であると思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 地域のにぎわいとか創出に対する部分では、ちょっと気になったのは、確かに民間活用の分は今報告を受けてますし、伺っております。しかし、それが全ての公共施設の跡地に活用できるわけではないと思いますので、それはいろいろな規模の大小等によって、民間事業者の採算といいますか、そういったところが重視されるわけですから、私はもう一つそういった軸と同時に、もう一つは、小さい規模でそういった民間活用がなかなか厳しいなところについては、市が直接責任を持った形でにぎわいを創り出すという基本的なところはいるのではないかなと思います。そこは答弁が今なかったわけですから、ぜひ注視していただきたい。

それから、次の質問に入りますけれども、コスト削減の問題で、この2点目の問題はとりわけ旧同和対策事業の問題で指摘しました。私が言いたいのは、既に事業目的は終了しています。ですから隣保館2か所、教育集会所2か所、地域集会所8か所、これはいつまでに廃止して削減効果も議会に提示できるのかということをもう一回確認しておきたい。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 旧同和対策事業について御質問いただきましたけれども、平成14年3月に同和対策特別措置法が失効いたしまして、同和問題につきましてはそれまでの特別対策から一般対策へ移行しているというところで、同和問題につきましても、様々な人権問題がございますけれども、そうした人権問題の一つとして取り組んでいるところでございます。

それで、隣保館につきましては、社会福祉法に位置づけられた社会福祉施設でございますので、地域住民を含めた福祉の向上ですとか、人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の相談事業ですとか、人権問題の解決のための各種事業を推進しているというものでございます。

現在、財政健全化の取組を進める中で、施設の管理経費ですとか事業等について削減可能なものの検討を進めているというところでございまして、削減効果額につきましては今後精査してまいりたいと思っております。

また、教育集会所ですとか地域集会所、市内にはこうした集会所を含めて全部で48の各種の集会所がございます。同じような機能を持つ集会所が近接をしているというようなケースもございますので、効率的に検討を進めるためには、やはり市内全体で検討を進めるということで、それぞれの集会所の利用状況ですとか、老朽化の度合い、維持管理コストなど様々な面から集会所の適正配置について検討している段階でございます。したがって、こちらにつきましてもその削減効果額につきましては精査中というところで御理解いただければというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 特に、こういう旧同和問題の施策について、法は失効して一般施策になってます。それで、こういった特に財政健全化という面では、私はこういった事業目的はもう終了しているといえますか、そういったところは他の集会所を全部一緒にひっくるめて廃止とかやりなさいとかということの一つも言ってません。ですから、きちっと事業目的はどうかという検討をする中で、一つはこういった旧同和対策の施策については終結しているわけですから、即刻廃止を目指してやるべきだと、特に、隣保館の問題では、ほかの議員の意見もありましたけれども、代替的な機能を果たす旧公民館とかそういった施設があるわけですから、そういった面からも特にこういう廃止・縮小といえますか、即刻やっていく必要があるということは強く指摘しておきたいというふうに思います。

それから、3点目として、在宅障害者デイ・サービスセンターの再質問に移りたいと思います。

これは、これまでいろいろ保護者、利用者等の説明をされて、先ほど報告もあったような取組もされているということなのですから、一番課題というのは、住民の説明会の中で住民の要望なり希望が出されております。それで、特に私が気になるのは、民間事業者に代替できるというような説明もありました。以前、6月議会でしたか、コスト削減が最優先ではないということも明確にされているわけですから、そこで例えば民間施設に少なくとも代替できるようなサービスとは違った、竹原市独自のサービスをされているというふうに私は理解してるのですが、そういった市独自のサービス、代替施設に代わることができないような障害者サービスについてどういった認識なのか。そういったところも民間に託せるのかどうか聞いておきたい。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 在宅障害者のデイ・サービスセンターの件でございますけども、今、市でデイ・サービスセンターを運営しておりますけども、市独自のサービスということでございますけども、これは独自のサービスというのは特にございません。民間の指定障害福祉サービス事業所においても、よりよいサービスも提供もされているということでございますので、代替ができないといったサービス事業所というのはございません。

ただ、環境が変わりますので、慣れる慣れないとかといったようなことはございますけども、そういったことは丁寧に対応しながら、利用者、保護者の意向も聞きながら、利用の移行に向けて丁寧に取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 市独自のサービスはないというように今、認識、発言があったのですが、そこはちょっと間違いではないのかなということで、私が説明会、保護者の方のいろいろ意見を聞いておりましたら、確かに民間はいろんな障害者に応じたサービスはいろんな事業所でやっております。しかし、竹原市の障害者在宅デイ・サービスの場合は、いろんな障害にかかわらずいろんな人がそこにサービスを使用することができるという面では、民間では代替できないサービスも展開されているというふうに私は理解しておりましたけれども、その民間との違いはどのように認識されてますか。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） いろいろな障害の方が集まって、いろんな利用をしているとい

うことに関してでございますけども、これについては民間の福祉サービス事業所についてもそういったこともやられているといったこともございます。また、レクリエーションも、旅行ですとか、お花見ですとか、そういったレクリエーションについても、民間の事業所でもやられているということでございますので、代替はできるというふうには思っております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それで、利用者や保護者の存続を求める声が陳情書という形でも出されておりますけれども、その保護者などから出されている要望を、市としては解決できる内容なのか、解決できる内容で今後丁寧にすればそういう見通しといたしますか、解決できる見通しをお持ちなのかどうか、そこらをもう一回最後に聞いておきたい。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 解決できる見通しということでございますけども、これはできるといってこの計画を進めておりますけども、確かに皆さんこのまま残していただきたいといったような意見もたくさんございますけども、それと同時に、やはり将来のことが不安であると、この先、親御さんが介助できないような状態になった場合、これが1年先か、5年先か、10年先か分かりませんが、将来については皆さん不安を持たれているといったことでございますので、そういったことがありますので、それぞれ皆さんの意向に沿いながら、丁寧にどういった移行ができるか、体験の入所ですとか、見学とか、そういったこともしながら、丁寧に、理解をいただけるように対応していきたいというように思っております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） ぜひ、保護者との合意形成を前提に取り組んでいただきたい。

それから、次の4点目の質問は、図書館建設等の質問に入りたいと思います。

ここで、特に答弁がありましたのは、私も図書館の建設はどうなるのかなと、今の複合施設の中に、公共施設整備ゾーンの複合施設として位置づけておりますから、どういうことになるのかなとって、お尋ねしました。

まず、庁舎移転の方向性、これを示してからということで、ここが一番ネックといたしますか、まだ大きな課題だと思うのです。ですから、これまでもいろいろ、特に豪雨という、災害という特別な要因がありまして遅れておりますけれども、早急にこういった庁舎等公共施設の整備は、いろいろ課題を整理して取り組む必要があるということは私も痛切

に思います。

そこで、その中の一つである図書館建設ということが、今日お聞きしているわけですが、聞きたいのは、庁舎移転のことに関わってきますから、庁舎移転の方向性、これをいつの時点で、例えば少なくとも今年度末までぐらいには方向性が出せるという方向で理解していいのかどうか、それとの関係で、交渉事がある場合は全てがうまくいくわけはありません。ですから、うまくいかない場合も想定した場合、例えば今年度末までに方向性を出すという市長の決断があれば、それは交渉がうまくいけばいいのですけども、行かない場合は、別の時点で、別の所の図書館建設も、複合施設以外の建設も考えなくてはいけないという決断が迫られると思います。ですから、大枠で見て、庁舎移転の方向性の提示というのは、少なくとも今年度末ぐらいには示したいという決意なのかどうかを、この点聞いておきたい。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

庁舎移転に関しましては、先ほど議員のほうからもありましたが、平成30年7月豪雨災害の発生以降、そちらの災害の復旧と財政健全化に優先的に取り組むということにおきまして、その整備事業につきましては実現可能な計画となるようということで実施を見送りました、現在検討を進めているところでございます。

市長が答弁申し上げておりますが、第1フェーズということで庁舎移転ということでございます。そうした中におきまして、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による経済の停滞等も見込まれるということで、今後は市税の減収も見込まれると思っております。市長が昨年末、また今年の年初めにも、メディアの方の取材にもお答えしておりますが、庁舎移転のビジョンにつきましては年度末というのは常に申し上げておりますので、議員がおっしゃるようにその方向性につきましてはその時期に明示ということになろうかと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 答弁では年度内に庁舎移転の方向性を示すということが今言われました。ぜひ早急に取り組んでいただいて、それと関連する図書館建設も一定のめどがつきだしたら転がっていくというふうに思いますので、早期にこういう図書館建設も実現できるように取り組んでいただきたいということを指摘しておきたいと思います。

次は、５点目の立地適正化計画についてお尋ねしたいと思います。

これも、以前、２年前でしたか、ちょっと質問したような記憶もありますけれども、ここで明確な答弁がありませんでした。立地適正化計画というのは、３０年の長いスタンスでしょうけれども、人口が減るから効率的なコンパクトなまちづくりをするのだということで、市の立地適正化計画では、特に気になるのは北部の地域の小中学校とか旧公民館とかそういった医療、商業施設等々、集約といたしますか、するような計画になっております。

ですから、この計画をつくる際に、私は前のときも聞いたのですけれども、例えば北部の地域住民の理解を得るためには、少なくとも小中学校や旧公民館や、そういったその他の商業施設等は、将来的にはここは廃止して中心部に集約するよという説明をきちっとする必要があると思うのです。ですから、その計画のよしあしは別として、市民の合意を得るためにはそういった正確な情報を提示して、コンパクトなまちづくり、効率的なまちづくりには小中学校や旧公民館や、これはやっぱり中心部に集約する必要があるということ、は少なくとも提示して住民の理解を得る——いろいろ意見が出ると思うのですけども——必要があるということで、この具体的な提示はいつしたのかどうか、されてなくて計画をつくるということ自体があっていいのかどうかを聞いたわけです。ですから、具体的な小中学校等を含めた縮小、廃止はいつ頃までにやるという大枠の部分を住民に具体的に説明してこういった計画をつくっているのかどうか、いつどこでやったのかということを再度お尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（影田康隆君） 立地適正化計画の策定に係る地元への説明についての御質問でございます。

過年度、立地適正化計画を策定するに際しましては、市内５地域で実施した意見交換会及びパブリックコメント等で意見を集約、聴取をさせていただいております。

この中で、北部地域の荘野公民館のほうでも、平成２９年１２月に説明会という形で実施をさせていただいております。この中で、小学校の具体的な廃止についてのスケジュール感であるとか、そうしたことについて細かい説明のほうはしておりませんが、この中の説明というのはあくまで立地適正化計画、本市における将来的なビジョンを住民の皆様にご説明をさせていただいたということでございます。

議長（大川弘雄君） １４番松本進議員。

14番（松本 進君） ちょっと市長にぜひお尋ねしたいのですが、今、部長答弁は、私は小学校とか旧公民館とか、そういった地域になくてはならない大切な施設だと思うのです。しかし、今答弁は、細かいことは住民に説明してないよと、具体的なスケジュールを含めて説明してないよということで、住民に分かるのでしょうかね。私だったらコンパクトなまちづくり、効率的なまちづくりをするんだという言葉の上では、「あ、それはいいことかな」ということを理解、表面的には思うかもしれませんが。しかし、北部に私が住んでいて、例えば小学校や中学校はどうなるのか、今、地域交流センターはどうなるのか、いろんな商業施設、医療機関、医療体制はどうなるのかという面で、将来的にはこういったところは縮小、廃止になりますよと、それが今のコンパクトな効率的なまちづくりの柱なのですよということは、やっぱりそこに住んでいる人から見たら中心的なことではないのですか。私は、今部長が言ったような、細かいことは説明してないよということでいいのでしょうか、ぜひそこは柱ですから市長に御答弁いただきたい。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（影田康隆君） お答えいたします。

立地適正化計画ですけども、医療、福祉、商業施設等からの必要なサービスを受けられるように一定の人口密度を保つまとまりのあるコンパクトな市街地を形成し、都市機能の維持存続を図るために策定をするものでございます。言わば、本市のコンパクトシティーを語る上での大きなビジョンを説明をさせていただくものでございます。

細かい説明ということではなくて、将来そういう居住誘導区域の人口密度を保って必要な地域に都市機能を誘導存続させるということについての説明を立地適正化計画の中でうたっておりますので、そうした説明を住民の皆様にご理解をいただくよう説明をさせていただいたということでございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） ちょっと肝腎なことなので、ぜひもう一回市長にお尋ねしたい。というのは、コンパクト、効率的なまちづくりというのが立地適正化計画の柱になってますよね。ですから、その柱の中で北部地域は人口密度が低い、ですから公共施設にしても学校にしても効率的、コスト的な面で見たら、市の考えではそういうコストが高くかかり過ぎるよということで、やっぱりそこは中心側に集約するというような考え方になってますよね。そこで、そうした場合、今度は公共交通ネットワークでその交通アクセスをやるというような仕組みであります。

ですから、私はそういうコンパクトコストなまちづくりだけを言っても分かりにくいわけですが、住民から見れば具体的に小中学校はどうなるのか、地域交流センターはどうなるのか、医療機関やそういったいろんな、商店街はあれかも分かりませんが、そういった商業機能という住民にとっての施設はどうなるのかということは、30年の取組かも分からないけども、大きなその柱はきちっと説明をしてこういった立地適正化計画を作りましたというのなら、少なくともそこで合意を得てやるなら、それがやっぱりやり方だと思うのです。それを抜きにして、肝腎な重要な施設はどうなるのかということも説明しないで置いて、コンパクト立地計画というのがあってよいのかどうかというのを市長に端的にお聞きしたい。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） すみません、冒頭御答弁をさせていただいておりますので繰り返すにはなるかと思いますが、この立地適正化計画については必要な都市機能や居住を緩やかに誘導するための区域を設定をし、一定の人口密度を持つまとまりのあるコンパクトな市街地が形成され、医療、福祉、商業施設等の住民生活に必要な都市機能を将来にわたり維持し続けることを目的に、そういうことを目的として策定をしたということであります。その過程の中で、先ほど部長が御答弁申しましたとおり、地域において将来的な大きなビジョンについてお示しをする中で御理解を求めていった結果として、この計画を策定しているものであります。

個別具体的に、今般御質問にもありましたけれども、各それぞれの地域の施設をどうするかということに関しては、例えば竹原市の公共施設等総合管理計画の中の個別計画というものは、それぞれ地域にいろいろな意見を聞きながらその在り方について御意見を求めるというようなプロセスがあるわけでございまして、その経過の中で、取組の中で様々な地域の皆さんの御意見をいただいたり、または様々な先行きの一定の望み、方向性について取りまとめていった上で竹原市の政策をまとめていくということが、それぞれの計画の持つ意味であるというふうに思っておりますし、そのように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） ぜひ、そこが市長はちょっとおかしい、間違いじゃないのかなというのをあえて指摘したいのは、コストコンパクトなまちづくり、その緩やかに誘導する——緩やかかどうかはいろいろ意見があるにしても——緩やかにしても、将来的にはその

地域の公共施設、小中学校、交流センター、これはやっぱりなくしていくということは間違いない計画ですから、ここは。これを存続するというのなら、市長はきちっと言えいいんですよ。緩やかかどうか、いろいろ緩やかに、私も5年10年で廃止しなさいなんて一つも言ってないですよ、だからこのまちづくりの計画というのはそういう仕組みになっているわけですから。緩やかにそういったところを集約しますよと、中心部にやって、交通ネットワークを結びますよというのが柱ではないですかと。その際に、きちっと地域住民の方には説明をやったりしないと。そのときになってから、公共施設の総合管理計画で個別に出てくると言われるけれども、そういった大枠のまちづくりはきちっとそういうところで説明してやる必要があるということを強く指摘しておきたい。

それから、次の6点目の質問は、公共施設の総合管理計画ということで、今、市長も個別に答弁がありましたけれども、ここも具体的な答弁がありませんでした。

私がここで聞いたのは、2017年1月に公共施設総合管理計画を作っているわけですから、これに私は賛成という意味で促進しなさいということは決してありませんけれども、お尋ねしたのは総合管理計画、2017年1月に作ったその時点で、竹原市の学校とかいろんな施設の床面積があるわけですから、この床面積をこの何年かけて38%、人口減少に従ってその床面積を減らしていこうと、これも大きな柱になっています。ですから、今、いろんな学校なんかはいろいろ別のやり方になっているという、その小中一貫校という手法は違うのですけれども、現実には公共施設を減らしてきたということで、いろんな地域のにぎわいという危惧することを今取り上げておりますけれども、ここで私が聞いたのは、端的に聞きますのでぜひ明確にお答えいただきたいのは、この総合計画を2017年1月に作って、そのときの床面積の現状があるわけですね、全体の床面積があるわけですから。それを38%、約40%を減らそうという計画のスタンスはありますけれども、計画になってます。ですから、それが今、17年、18年、19年、20年、4年弱の間にこの計画の進捗状況はどうなってるのか、床面積で言えばどれくらい、何平米減っているのか、そのコスト削減効果はどれだけ把握しているのかということを端的にお答えいただきたい。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画でございますが、議員御承知のように昭和40年代、50年代に人口増加に対応するため多くの公共施設が整備されたということを踏まえまして、その

後、建築からかなりの相当年数がかかっているということから、その維持管理経費にも大変な課題があるということから附表がございましたけど、30年間の計画期間におきまして38%の面積減ということで掲げております。

面積のことがございまして、実際のところにおきますと解体というものが伴いますので、実際的にはその建物の解体が未実施のことによりまして、そのことによって延べ床面積の減少には至っておりません。

しかしながら、保育所、幼稚園の統合に伴いまして、4月にこども園を開園いたしております。そうした集約対象としました幼稚園、保育園、こちらの3園の建物解体、先ほども申しましたが建物解体は未実施でございます。そういった面では、面積だけでは減ってはおりませんが、解体予定ということで位置づける中で廃園をいたしましたことによりまして機能を停止しておりまして、そちらの面の維持管理経費は要していないということでございます。これは、既に廃止いたしました福祉会館におきましても同様でございますし、冒頭の駐在員等の話もございましたが、駐在員、大乘につきましては大乘連絡所ということで廃止をしておりますので、そういった面におきまして財政負担の軽減にはつながっていると思っております。議員御質問は、恐らく延べ床面積の増減のことをおっしゃっていると思いますが、今、解体に伴いましては当然財政負担も伴うということでございますので、その点はまた総合的に勘案いたしまして、現状におきますと、管理面積の減少、それに伴います維持管理コストの削減ということに努めておりますので、その点御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 床面積のコスト削減は、減少は解体できてないから減少できてないということでした。

それで、もう一つコスト削減なんかの把握は、具体的に私は聞いてるわけですから、解体には至ってないだろうけれども、そういったいろんな施設の休廃止を含めてコスト削減というのは、大枠でいいですけども、これくらいになってるよというのは報告していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

コストの削減でいきますと、冒頭の、例えば駐在員事務所でおきますと約400万円と

いうふうにお話ししましたし、正直申しまして、今、公共施設の白書におきまして各施設ごとの収支と申しますか、収入に伴う歳出に伴います差というのは出ておりますが、まだ大まかなまとめは進んでおりませんので、それを集計次第、現在、個別施設計画の策定にしておりますので、そちらのほうのまとまりがありましたら、また一定には案ができますと議員の方にもお話ししながら、当然地域の方にも、先ほど市長も申し上げましたが、施設が所在しております地域の方にも説明をしながらということになりますので、そういった面で御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 今の状況ではまだ明らかでないというような状況があります。

今回、いろいろ財政健全化を中心に伺いました。指摘したいことは、本来、財政改革といえますか、これで必要なことは、市の責務、市の大切な仕事である住民福祉の向上と、これだけは決して外してはならないというふうに思うのです。それと、やっぱりコストだけでは計れないような障害者福祉の問題、図書館のサービスの問題、これはやっぱり知的な質の低下ということもいろいろ危惧されております。ですから、こういった行政がコストだけではない住民サービスをどうしても維持するという面で、今それがどんどん削除されたり、コストがやっぱり最大に重視されて、本当に必要なところまで切り捨てられるということでは、私は、今こういう竹原市が目指している財政健全化には大変、問題点、課題があるなということを指摘して質問を終わりたいというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、宇野武則議員の登壇を許します。

13番（宇野武則君） それでは、通告に従って一般質問を行います。理事者の皆さんには明快な御答弁をお願いしておきます。

市長及び議会の職務権限について市長の御認識をお伺いいたします。

市長及び議会議員ともに市民の選挙によって選ばれ、二元代表制と評される理由は職務

権限にあります。

市長は市の代表者であり、主に予算の編成、執行、人事権及び公共資産の総合管理者であると認識いたしております。

一方、議会議員は市民の代弁者であり、行政全般に対するチェック機関であります。したがって、議会の質問に対しては、市長以下答弁者は誠意を持って正確に答弁されることを強く求めたいと思います。

併せて地方公務員法第30条、31条、32条について市長に伺います。

次に、NPO法人ふれあい館ひろしまについて伺います。

平成21年から市が直営で実施していた5事業委託費約2,000万円をふれあい館に委託、平成22年入りロドア4枚、修繕費約40万円が支出されたのであります。支出根拠は、賃貸契約書15条、企業とふれあい館双方協議により支出されたので適正な支出と答弁を繰り返してきたのであります。

高額な公金支出について市に事前に協議もなくふれあい館独自判断で支出されたことに問題はないのか、併せて委託費の目的外使用ではないか、市長に御見解を伺います。

本市各部に条例が制定されている条例制定の目的は、地方自治の円滑な行政運営の基本と理解いたしております。

平成9年9月30日、竹原市市営住宅管理条例が制定されております。その第3節には修繕費の費用負担とあり、市営住宅の修繕に関する負担は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とするものであります。

賃貸契約書15条双方協議以前に唯一の住宅管理条例を参考にすべきではなかったのか、市長に伺います。

民法606条第1項賃貸人の修繕義務の規定は強行規定ではなく任意規定、特約事項で賃借人が修繕できると答弁、賃貸人とふれあい館による賃貸契約書で何を目的に特約事項を設定されたのか、特約事項によって賃借人が修繕義務を負うことが明記されているのか、市長に伺います。

そこで関連ですが、ふれあい館に関する判例の一部を御紹介しておきたいと思います。

これは、賃借人が賃貸借契約によって自ら費用を支出したもので、賃借人が提起した裁判事例であります。

土地賃貸借契約、大審院は昭和12年11月16日、民法608条1項の必要費は、目的物の現状維持、目的物の現状を回復する費用のみに限定すべきではなく、目的物を保存

するために支出の費用も含む。賃借人が地盛りをした費用を必要経費として認めている。

大阪高裁でございます。賃料が低額であっても、賃借人が家屋の雨漏りを修繕した場合には、賃貸人は家屋自体の維持保存のために必要な費用として賃借人に償還すべきである。

名古屋地裁，62年7月30日。賃借人が床下の工事等を行ったのはいずれも建物の現状維持，回復または通常の使用，収益に適する状態に置くために支出された費用であるとして，賃借人に必要経費として請求を認めている。

これは，読んでのとおり，賃借人がかかった費用を賃貸人に請求して一審，二審，最高裁と判例が確定したものであります。一審で負けたら二審に行きますから，そういうような内容です。

また，この後の質問に関係するのですが，子育て支援もそうですが，私は最近の理事者側の公金の取扱いは非常に軽薄ではないのかというような思いから，この判例を取り上げたのでございます。これから紹介いたします。

名古屋高裁判例，昭和34年8月3日。地方公共団体の議会の議決があった公金の支出についても，地方自治法第243条の2第4項の訴訟により，その禁止，制限等を求めることができる。地方自治法第243条の2による監査請求及び訴訟は，地方公共団体の公金または財産に関する長その他の職員の行為を対象とするものであって，議会の議決の是正を目的とするものではないことは原判示のとおりである。しかしながら，長その他の職員の公金の支出等は，一方において議会の議決に基づくことを要するとともに，他面，法令の規定に従わなければならないのはもちろんであり，議会の議決があったといっても法令上違法な支出が適法な支出となる理由はない。原判決は，係る場合には同法5章に定める議会の解散請求によって解決すべきものと考えるが，同法が243条の2を5章とは別に規定した趣旨は，かかる直接請求の方法では足らず，個々の住民に違法支出等の制限，禁止を求める手段を与え，もって公金の支出，公財産の管理等を適正たらしめるものと解するのが相当である。かく解するならば，監査委員は議会の議決があった場合にも，長に対し，その執行につき妥当な処置を要求することができないわけではない。殊に訴訟においては議決に基づくものでも執行の禁止，制限を求めることができるものとしなくてはならない。原判決が本件支出について直ちに上告人の請求を棄却するものとしたのは，法令の解釈を誤った違法があると言わなければならない。これは最高裁の判例であります。

どうして私はこの紹介したといったら、公金の扱い方のものでございます。

続いて、質問を継続いたします。

大審院は民法608条第1項は単に目的自体の現状を回復する費用のみに限定するべきでなく、通常の用法に適する状態において、目的物を保存するために支出された費用も含むとして、賃借人が地盛りをした費用を必要費として認めている。

以上が最高司法の判断であります。市長の御見解を求めます。

それから次に、一時預かり事業について。

平成27年度補助金284万円であります。保育料222万4,400円。利用者1,905人。開設日数は334日。

平成28年度は補助金は同額であります。保育料149万5,100円。利用者1,352人。開設日数は341日。

平成29年度は補助金は同額であります。保育料113万6,550円。利用者956人。開設日数は337日。

平成27年度保育料222万4,400円、利用者1,905人から、29年に至っては——2年後でございますが——保育料113万6,550円、利用者956人。以上のとおり平成27年度から平成29年度3か年で保育料は108万7,580円減、利用者は949人減となっております。

一方補助金は284万円、3年間同額であります。補助金の算出基準はあるのかないのか伺います。

次に、子育て支援住宅について伺います。

平成24年11月13日若者定住促進対策調整会議（庁内ワーキング）が開催。

平成25年10月31日、旧市立体育館跡地、不動産鑑定評価が小坂政司元市長に提出されております。

土地評価価格は3筆、8,095万3,600円、固定資産税評価額は10万8,000円、この金額で公共資産を売却すれば何ら問題はなかったと思いますが、鑑定会社が建物撤去費、面積1,088平方メートル、金額は4,964万5,000円を合わせて提出されたのであります。

結果、企業に対する土地売却額は2,800万円、坪3万7,000円、大幅に安く売却することになったのであります。

一方、前年度に実施された竹原小学校屋内運動場解体工事は市内業者7者による指名競

争入札，落札金額は2,252万9,500円，解体面積は1,386平米であります。
市立体育館解体面積は竹原小学校屋内運動場解体面積より308平米少ないのに，逆に市立体育館解体費は2,711万5,800円と高額に積算発注されたのであります。

この事実に対して市長の御見解を伺います。

「竹原小学校屋内運動場解体工事同様，公共財産であり，当然のこと透明性の高い制度を選択すべきであったと思うが」との私の質問に対し，建物を除することを前提に評価したものでありますが，その事例として不動産鑑定会社へのヒアリングにより事例が3件あると把握していると答弁。私は改めて3件の事例について建物の所在地，名称について質問したが，3件の所在地，名称については，鑑定士が知り得た内容を公表することは，守秘義務に該当するためいずれも確認しておりませんとの答弁でした。

鑑定会社が解体事例3件の事実はあったのか，併せて建物解体を公表することが，何が守秘義務に該当するのか鑑定会社と事実確認の上，市長の答弁を求めます。

次に，土地鑑定会社が建物解体の事例は少ないと伺っているが，解体業者の資格はどのようなものか，また当時鑑定会社に有資格者は雇用されていたのか，あるいは他の業者に積算を依頼されたのか確認の上，市長の答弁を求めます。

財政改革について伺います。

私は令和2年第1回定例議会に，一般質問で，小坂隆元市長就任早々，長年解決しなかった仁賀ダム及び中電竜島火電中止に伴う迷惑料について，時系列的に紹介し短期間で解決に至ったことに対して，市長の感想をお伺いしました。市長の感想は以下のとおりでありました。「市政運営における危機的状況を打破し，これを克服するためにはトップリーダーの強い指導力，行動力が必要不可欠」と答弁をいただきました。昭和53年に仁賀ダム反対同盟が結成され，昭和61年11月小坂隆元市長就任。昭和62年末反対同盟会は仁賀ダム建設対策同盟会に衣替えしたのであります。この間の小坂隆元市長の政治行動がどうであったか，今榮市長はいま一度関係者の話を聞くなど，深く検証すべきと申し上げておきます。

次に，令和元年第2回議会に公共施設等総合管理計画，公共施設等適正化推進プロジェクトチーム設置。意識的・横断的な取組を表明したのであります。私は全ての公共施設を，管理課を設置し一元管理，企業や市民のニーズに即対応できる体制を整備することを強く求めてまいりました。

現在忠海2校，吉名1校が休校状態であります。

現在どこが管理しているのか、併せて幼稚園、保育園5施設が空き施設となっております。貴重な公共財産、今後の取組について伺います。

令和2年現在、中高層を除く市営住宅管理戸数は551戸、入居戸数は281戸であり、家賃収入は2,012万4,186円、住宅修繕費は1,119万3,164円であります。このような現状を継続するなら、入居者は減少、修繕費は増加することが十分に予想されます。今後の取組について伺います。

次に、委託費、補助金等について、私は5年を期限として効果を検証・継続・廃止を検討すべきと申し上げてまいりました。現在、委託補助金等の件数、予算額について伺います。

次に、令和2年第1回議会で、行財政経営の強化を着実、効果的に進めるため2名のアドバイザーを採用されました。

私は当初から反対してまいりましたが、採用後、行財政改革が大きく改善されたという実感はありません。市長はどのように評価しているのか伺います。

現在まで、市は5年周期で数多くの計画書が策定されてましたが、内容も多岐にわたり、計画どおり実施されたことはほとんどなく、多くはお蔵入りであります。前記述べたとおり、計画書は多岐にわたり確定的目標が明確になっていないことが、どの計画も中途半端になっているのではないのか、内容を改善し年次的に確実に事業を進めるよう選別すべきと思うが、市長の御見解を伺います。

次に、ジェネリック医薬品について伺います。

国が普及を促すジェネリック医薬品については薬価が先発薬の約半額であります。国保を都道府県に移管した場合、交付金を傾斜配分、保険者協力支援制度がスタートしました。

自治体の病気予防や医療費抑制策の実施、状況を点数で評価、国の交付金を分ける仕組みで後発薬の使用割合や使用促進の取組も重要な評価指標となっています。広島県も重点地域に指定されているが、市は今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

最後に、いいね竹原について伺います。

出資金300万円、商工会議所195万円、竹原市105万円の出資金の比率について伺います。

併せて債務発生の場合、市の負担義務は発生するのか、全く公金での負担は発生しない

のか、伺います。

答弁次第では自席で再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 宇野議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の質問でございます。

執行機関である市長、議決機関である議会は、それぞれ独自の権限を持ち、2つの機関は均衡を取りながら、ともに市政の発展のため活動しているものと認識をしております。

また、地方公務員は、法令等を遵守し、全体の奉仕者として公共の利益のために全力を挙げて職務の遂行に当たることとされており、適切な事務処理に取り組むとともに、市民目線に立ったサービスの向上に努めていくものであると考えております。

次に、2点目のNPO法人ふれあい館ひろしまについての御質問でございます。

修繕に関する御質問につきましては、民法第606条第1項において、賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負うと規定されておりますが、同規定は強行規定ではないため、平成23年度の自動ドアの修繕は、賃貸借人双方の間で締結している建物賃貸借契約書第15条に規定されている協議に基づき、賃借人が修繕の費用について負担することを賃貸借人双方が合意して行ったものであると認識をしております。

その上で、当該年度の当初に本市と受託法人の間で締結した委託契約の委託料の範囲内において、事業の円滑かつ適切な実施のため修繕が行われたものであることから、委託料の目的外使用にはならないと考えております。

御質問の賃貸借契約書につきましては、当該施設の貸主である民間事業者と、借主である現在のNPO法人ふれあい館ひろしまとの間で交わされたものであり、当該施設の賃貸借に関して第三者となる本市の意思が反映できるものではありません。

賃貸借契約における特約事項につきましては、賃貸借人双方が協議の上規定できるものでありますが、当該契約書における特約事項は、契約期間中における修繕に関することについては明記はされておられません。

民法第608条第1項につきましては、「賃借人は、賃借物について賃貸人の負担に属する必要費を支出したときは、賃貸人に対し、直ちにその償還を請求することができる」というものであります。

本案件は、賃借人が修繕の費用を負担することについて賃貸借人双方が合意して行った

ものであることから、第608条に基づく賃貸人への請求はされていないものと考えております。

なお、この事案において、受託者から修繕について実績報告時に報告されていることから、当初の委託契約に際して想定していない大規模修繕等が必要となった場合は、事前に市に協議するよう指導をしております。

一時預かり事業に対する補助金につきましては、国の子ども・子育て支援交付金要綱において、年間利用児童数に応じ34の区分で基準額が設定され、その基準額の3分の1ずつが国及び県から補助金として交付されることとなっており、NPO法人ふれあい館ひろしまが行う一時預かり事業は、利用児童数900人以上1,500人未満の区分が適用をされております。

次に、3点目の子育て支援住宅についての御質問でございます。

子育て支援住宅は、民間事業者が持つノウハウや技術力等を活用するため、事業者による旧市立体育館用地の取得、同体育館の解体、子育て住宅の建設等を一体的な事業として実施したものであります。

その際、不動産鑑定士による旧市立体育館の解体算定額と、本市による竹原小学校屋内運動場の解体に係る発注金額の差についてであります。これは建物の構造が根本的に異なることから、解体の工法や材料の処分費がそれぞれ大きく異なり、また現場周辺の環境に応じて仮設工事の内容も異なることなどによるものであり、旧市立体育館の不動産鑑定士による解体費算定は適切なものと考えております。

本市以外の公共工事での解体積算事例3件については、評価を行った不動産鑑定会社へ改めて確認をしたところ、建物の所在地や名称等の評価内容については、鑑定士が職務上知り得た情報であり、明らかに出来ないものとされております。

また、解体業者の資格要件については、解体は建設業法に基づく解体業の許可が必要とされております。一方で、不動産鑑定士による解体費の算定は、市場単価を参考に積算したことを確認しており、適切に評価がなされたものと考えております。

次に、4点目の行財政改革についての御質問でございます。

平成27年3月末に廃校となった忠海東小学校と忠海西小学校、平成30年3月末に廃校となった吉名小学校の跡施設につきましては、教育委員会からの財産移管により、現在は総務課において所管をしております。

このうち、忠海東小学校の跡施設につきましては、地域との協議を経て、東京のIT企

業リングロー株式会社が実施するおかえり集学校プロジェクトの拠点として使用貸借するため、財産の貸付けに関する議案を本定例会に上程しております。

このプロジェクトは、新たな地元の雇用も予定されているパソコン修理などの収益事業と併せ、IT機器の無料相談、交流スペースの開放などの地域貢献事業を実施するものであります。

たけのここども園の開園により廃止した中通保育所につきましては、本年度施設を解体し、地域において有効活用を図ることとしております。

その他の跡施設につきましては、行政目的での転用や民間への貸付、売却など資産の有効活用が図られるよう取り組んでまいります。

市営住宅につきましては、その有効活用とライフサイクルコストの縮減を図りつつ、効率的かつ円滑な整備や維持管理等を推進するため、平成26年に策定した市営住宅長寿命化計画を今年度に見直すこととしております。

今後は、この計画に基づき、将来的な必要戸数の確保や、老朽化した住宅の移転促進及び用途廃止を進めるなど、市営住宅の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、委託費、補助金等につきましては、令和2年度予算において、委託費は300件で、予算額は約16億4,000万円、補助金は79件で、予算額は約3億4,000万円、このうち単市補助金は48件で、約1億700万円となっております。

次に、アドバイザーにつきましては、第6次総合計画の推進及び行財政経営の強化を着実かつ効果的に進めるため、昨年7月から行財政経営強化アドバイザーを招聘し、財政運営や行政経営マネジメントの面において、外部の視点からの客観的な評価や指導、助言をいただいているところであります。

具体的には、昨年度におきましては、担当課へのヒアリング等を通じた事務事業の見直し、人事・定員管理における新たな取組、PDCAサイクルの構築に向けた仕組みづくりなどについて助言をいただきながら、行財政経営強化に向けた取組を進めてまいりました。

今年度におきましては、総合計画に掲げる目標の達成に向けて実施した事業について効果検証を行うこととしており、内部評価の手法や外部評価の意見を内部にフィードバックさせる一連の流れに係るアドバイザーの助言を踏まえ、現在、効果検証の実施に向け取り組んでいるところであります。

こうした取組は、アドバイザーの活用による成果であり、これらにより現状を踏まえた

次年度以降の事業の見直しや拡充等につなげることができるものと考えております。

次に、本市における各種計画につきましては、基本となる竹原市総合計画を最上位計画とし、総合計画に掲げる将来像に対応する形で、関連する分野別個別計画がそれぞれ位置づけられております。

総合計画においては、本市の特性や課題、社会情勢等の変化を踏まえて、10年後の目指すべき将来像を示すとともに、その実現に向けた取組を明確にしております。

また、施策の方向性に達成度を測る目標値として成果指標を設定し、事業を実施するとともに、目標の達成に向け実施した事業についてPDCAサイクルの考え方に基づく効果検証を行い、次年度以降の事業改善へつなげる仕組みの構築も進めております。

各個別計画につきましても、総合計画と同様、数値目標を設定し、次年度以降の事業実施について、必要に応じて見直しや改善を行いながら、着実な事業の推進に努めているところであります。

次に、5点目のジェネリック医薬品の取組についての御質問でございます。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に同じ主成分を使用して製造しているため、先発医薬品に比べ一般的に低価格であることなどから、患者負担の軽減や医療保険財政の改善を図る観点から使用の促進に取り組んでおり、令和元年9月時点の竹原市国民健康保険におけるジェネリック医薬品の使用割合は、広島県とほぼ同等の73.1%となっております。

広島県では、平成30年度に厚生労働省が実施する後発医薬品使用促進事業の重点地域に選ばれたことを踏まえ、医療機関ごとにジェネリック医薬品使用割合の通知、保険薬局を対象とした研修会の開催、県民に対する広報等が行われております。

竹原市国民健康保険においても、広島県と連携しながら、市民への広報、国民健康保険加入時等のジェネリック医薬品希望カードの配付、ジェネリック医薬品を使用した場合の具体的な自己負担削減可能額を記載したジェネリック医薬品差額通知の送付等を行っております。

今後も引き続き、広島県と連携しながら、医療機関、薬局、被保険者それぞれに対しアプローチを行い、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでまいります。

次に、6点目のいいね竹原への市の出資金についての御質問でございます。

いいね竹原につきましては、魅力あるまちづくりに向け、民間活力と民間のノウハウ、スピード感による地域の課題やニーズに応えるための受皿として、市と商工会議所が出資

し、平成28年9月に設立されました。

出資金につきましては、法人の運営に当たって、業務内容、運営方針等には最低限関与できる範囲の株主総会否決権を有する3分の1以上の出資として、出資金300万円のうち35%、105万円を出資しております。

なお、株主の責任については、会社法第104条の規定により、株主の責任はその有する株式の引受け価額を限度とされておりますので、債務が発生した場合においては、出資額以上の負担義務は負わないものと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 民法606条1項及び608条1項については、確かに答弁のように、任意規定は、任意という意味については心のままということでございますが、下の規定については定め、おきて、法令の条文というふうに解されるわけであります。

そこで、確かに今回の場合、任意規定であるので、賃借人が賃貸者に40万円の補填をしておらないという市の解釈であります。しかし、先ほども紹介いたしましたように、この3件については賃借人が提起して、ある程度の判例として紹介したものでございます。特に、任意規定を理由に公金を支出すると、しないという判断をすることは少し公金の取扱いに甘さがあるのではないかというふうに私は思っております。

いろんな判例からしても、当然、住めるような状態にしておくことが家賃を取る一つの基本でありますので、そのことをあえて私は竹原市の住宅法、法律に基づく竹原市市営住宅管理条例も壇上で紹介したわけであります。こういう判例を、やっぱりちょっと甘く見過ぎているのではないか。

恐らく、こういう状況で家賃を払うということは、広島県でも例がないというような思いはあるのですが、特にこの問題については、さきの議会でもずっと言っているように、事後承諾なのですね。後の決算書で分かったというような答弁もいただいておりますが、この問題は、やっぱり内部で、議会の質問ですから、住宅管理条例らも含めて部長の中で意見交換しながら、答弁書を作成していく。ふれあい館だからふれあい館の対応のみを対象に答弁すると、こういうような少し誤った答弁になってくるんだろうというふうに思います。その点について、市長の御答弁をお願いします。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） ただいま議員おっしゃられた件に関しましては、1点目、公金の

支出についてということがあると思います。

公金の支出につきましては、当然のことながら内容を十分に精査もし、適法な形で支出をしていくことが大事であるというふうに考えますので、そういった点につきましては、今後とも市の内部におきまして様々なチェック等もしながら、適法な公正な支出というものに努めてまいりたいというふうに考えております。

また、現在、お話のありましたNPO法人につきましては病後児保育事業、あるいは地域子育て支援拠点事業、そして教育相談事業の委託事業を受託していただくとともに、法人が行っております地域自殺対策強化事業、あるいは一時預かり事業に対しまして、市のほうから補助金の支出を行っております。委託あるいは補助している事業につきましては、同法人において適切かつ円滑に事業を実施していただくことはもちろんのことですが、事業実施に伴う経費の経理につきましても、適切に処理していただくように指導していきたいというふうに思っております。

また、先ほど市長のほうから御答弁申し上げましたとおり、当初の委託契約締結時等におきまして想定していないような大規模な経費の支出あるいは修繕等につきましては、あらかじめ市のほうへ協議をしていただいて、適切な支出ということになるように、そういったことも含めて同法人に指導をしっかりしていきたいというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 私の若かりし頃の写真ですが、これね、当時は市長が、決算特でもほとんど関係資料を出さなかった。強硬に出さなかった。私は、委員長は更谷さんがいて、公明党の委員長さんでしたが、いろいろ懇意にしてもらっておったのですが、私はこの決算特、審査資料出さないのなら辞表するといって、辞表を提出したのです。そういう1年生の折から、こういうことで予算の適正化については私も厳しく対応してまいりましたので、やっぱり市民の血税ですから。さっきの最高裁の判例というのは、あれ2万5,000円ですよ、市が訴えられたのは。最終的な最高裁でああいう判決になったのです。だから、やっぱり公金というものは市民が汗水垂らして納めた税金ですから、こういうような自分達に都合のいいような判断をして支出するということは、それはあってはならないことなのです。だからずっと私はこれ取り組んできたのです。

それから、この施設ですが、平成30年10月22日ですか、東京で開かれた森のようちえん設立総会が開催されておりまして、参加県は16県、94市町村、市長も参加されたのだと思いますが、この参加の目的と設立の感想、どのような雰囲気だったか

というようなことがあればお伺いしたい。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 同協議会への加入の背景につきましては、広島県が恐らく中国5県と連動してこの事業に、取組を推進するといえますか、道義的にそういうことを進めるべきということから、お声がけの元に参画をさせていただいたという記憶がございます。もちろん、各事業ごとに背景が違いますので、一概に理想的な形が全て整うとは思いませんが、その理念が一定には正しいといえますか、推進すべきということでその会に参画しております。基本的に広島県が進めているといえますか、賛同した事業ということを基に我々としても参画したというのが背景であります。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 私もこれ非常に興味を持ってね、そして今でも各スポーツ施設は毎週日曜日には回るのです。今は130キロですか、広島から毎週通ってくる相撲の青年がおります。非常にそういうところは師弟関係もしっかりしているし、それから女子の子どももおりますが、あの状況を見ているとね、やっぱりこの箱の中で子供を育てる一番大事な折に、幼児教育をするということを非常に感じるのです。

そういう点について、森のようちえんというのは、もう一切先生が——保母さんですか——口を出さない。全て子供の自主性を尊重した子育ての施設であるということ、私は非常に興味を持っているのです。我々が小さい頃、そういう経験を踏んできましたから。かばん放り投げて山へ行ったり、海へ行ったり、今そのおかげで体が丈夫なのですが。そういうことを非常に興味を持っております。子供はやっぱり、5歳までと小学校ぐらいの幼児教育は人間形成の一番基礎になるのだらうということ、私は確信を持っておりますので、この森のようちえんというのは一つの施設として、政策として竹原市も取り組んだらどうかと、いろんな資源が豊富にありますので。

もう一つは教育委員会に伺うのですが、2016年5月から10月までスポーツ庁が国民の体育調査を行っております。参加者は男女6歳から79歳まで、6万4,607人。結果は、幼児期の外遊びの頻度が高い小学生ほど運動習慣が身についている。その他、良好な調査結果が報告されております。やはり子供は、伸び伸びとしたところで体力を成長させていくということが、スポーツ庁、今度は長官も変わるようなふうですが、こういうことについて教育委員会のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 幼児期における生活というのは、今議員御指摘のとおり非常に大事でございまして、我々も、とりわけ本件においては、幼児の保育として5つの領域が示されておりますけれども、健康、人間関係、環境、言葉、表現、こういうことについて今おっしゃったように遊びや生活を通して身につけさせていく、こういうことが肝要であるというふうに心得ておりまして、そういった幼児期の教育と小学校の教育が接続するように責任を果たしていくのが教育委員会の責務であるというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 先ほどから、一時預かり事業、数字は今、申し上げましたが、半減しておりますが、平成27年利用者が1,905人、1か月25日開設しまして利用者の数が76.2人、1日25日間で利用者は3.48人です。この2年後の平成29年には956人、25日で利用者38.6人、1日25日で利用者は1.544。1.5ぐらいなのです。それで、こういうことを、市長、ずっと継続してやる方がいいのかどうか。この議会でも、仁賀ダムが10人だから、やめろ、やめろ、やめろ、やめろって物すごい議論があったわけですが、今、1日の数から言ったらそれ以下になっている。

わしは教育長に一遍言ったことがあるのですが、そこの市役所の隣の食堂で、35ぐらいの夫婦と子供が2人来まして、私はテーブルにいたのですが、女の子がさっとトイレかどこか行って帰ってきて、ぱっと上がったら、大体今頃はそのまま上がる子もいるのですが、座って靴をぱっと前向きにして座られたので、私はすぐ年いくつと言って聞きに行ったのですがね、5歳。こういう教育というのはやっぱりずっと大きくなっても、私は、継続してやるわけではないが、やっぱりそういうたしなみというのはそういうところでいろいろ身につくのだらうと思うのです。

だから、今言った数で、来年は、今は歩いていても誰もいないから、もっと減るのではないかと思うのですが、行財政改革の一環とは私もそこまでは言いませんが、子供のためにいいか悪いか、子供を中心にやっぱり物事を考えていかないと。

私は中央とか賀茂川とかいろんな施設に行っらずと見ていたら、3分ぐらいで帰ろうと思っても、動作が面白くて、元気がいいし、遊具に乗ってから遊ぶのを見ていたら時間たつのを忘れるぐらいなのです。だから、そういう教育もこれからは少子化だから、やっぱり心身ともに健全な子供をどういうに育てていくか、ここが原点だと思って私質問している。

それからもう一点は、教育相談員です。今、教育委員会の予算をあそこへ振り分けてい

るのか、2名分を、2名は360万円ですが、180万円をふれあい館に委託している。資料を見ても、これも本当に人間が少なくなっているのですよ。私はこういう子供の、まだ判断がつかないような教育相談については、やっぱり元へ戻して、私は3人がいいと思っている、まだ。奇数で、何かややこしい問題があったら、3人が協議して決めると。1人だったら難しい問題は握り潰したりするのですよ。警察官もよくやってるわね。公務員でもそういうになる。

だから、こういう問題は1人でもやっぱり救済をする、これがこの事業なのだろうと思うのですがね、そこらも思い切って、これだけ少子化になってきたら、やっぱりもうばらまいて、1人でもいいよ、2人でもいいよということではいけないと思うのですが、その点について、今後の考えがあったらお聞かせください。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 教育相談事業に関する御質問でございますけども、まず教育相談事業につきましては直営で市民館の一室で開設している部分と、ふれあい館のほうに業務委託をしている、この2か所で運営をしている部分でございます。

直営に関しては、直接教育相談員を雇用しておりますので年間で二百数十万円経費がかかっておりますけども、ふれあい館のほうにつきましては例えば人件費の部分でいうと、共済費等々、ほかの事業も複合的にやられている事業者でございますので、年間180万円で委託をしてきたのがこれまでの状況でございます。

そもそもこの教育相談事業というのが、小学校や中学校の例えば不登校の児童が学校に行けない部分を何とか改善をするというような事業も中に含まれておりますので、そういった部分でいうとふれあい館の部分については、先ほど来議員さんのほうから御質問がある、例えば放課後の児童預かり、児童クラブのような部分は、これは教育相談事業ではございませんので、そういった部分を今年度から少し見直しをかけまして、年間180万円の委託料については今年度は半額で契約をさせていただいて、特に先ほど言いました小学校・中学校の不登校児童への対応であるとか相談事業に特化した形で経費の縮減を今かけてる状況でございますので、今後も我々としては複数箇所そういった子供たちが通える場所がある、セーフティーネットという考え方も持っておりますので、直営だけがいいのか、民間にも引き続き委託をするのか、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 180万円のうち、あそこは家賃を分割して払ってますので、27万7,000円が家賃なのよ。また半額にしたら大分困るでしょう、それは。そういう問題でなく、やっぱり子供だから微妙な反応をキャッチして、それ以上のことが起こらないように救済措置をしていかないといけない。それはやっぱり保護者であり、業者であり、地域の人であろうと思います。そういうものを分散して、ここにも人数を、ずっと私は資料を請求して見っていますが、絶対増える可能性はないね、もう。あそこへ180万円も家賃払って経営しているのですが、そのことも踏まえてこの継続がいいか悪いか、やっぱり行政も我々も真剣に考えていかないと、職員の給料まで減額して今行財政再建やっているのですから、そこらをお互いに理解しながら考えてもらいたいなというふうに思います。その辺については、検討していて下さい。

次に、子育て支援について伺います。

再質問ですが、解体業者の資格は、解体する場合の届出についてはどこがどういうふう
に受理して、どういうふうになるのか、その点について。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（影田康隆君） 解体業者の資格についてでございますが、解体を行うものの資格要件については建設業法に基づく解体業の許可が必要とされております。

このたびの鑑定評価につきましては、不動産鑑定士による解体費を算定を行うということで不動産鑑定士という資格を持った者が評価を行ったものでございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） いや、私が言っているのは、その資格を持った人が業者として届け出る役所はどこかということ。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（影田康隆君） 子育て住宅の建設、建築に係る工事につきましては、こちら民間事業ということになりますので、民間事業の中で届出がなされておられるというふうに理解しております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） ちょっとこうかみ合わないのですが、解体をする竹原市立体育館、解体します、その届出が市を経由して県へ行くのではないですか。最終的な確認は県がやるのではないですか、県へ回るのではないですか、書類が。その点。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（影田康隆君） このたびの子育て住宅の工事，建築につきましては，民間事業となりますので，民間事業の中で書類のほうは整理をされておられるというふうに考えております。したがって，このたび建築された業者のほうから市に向けて解体等々の届出が出されるということはありません。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 解体の場合は届出……。

福山の日本化薬が天満屋へ売ったのですよ，土地を。その折に物が出て，もう土地が使えないということで，それで元へ戻した。その処理をするのは当時，竹原の土木事務所長，県庁に帰っておった松村さんが灘さんを連れて2人が行って，県が行ってその処分を主導したのですよ。それ，2月に私の所に県病院が見舞いに来まして，今頃どうしたんねって言うたら，風雨で来て，今からあの問題になつとる福山へ行くんですって。あれが80億円ぐらいですよ。あの問題になった分は，全部日本化薬が費用を出したのです。物が海へ流れているというので，灘さんが海の専門の職員だったから，灘さんを連れて，これは知事の特命で行ったのです。だから，例えばやっぱり産業廃棄物といったら今相当厳しくなっていると思いますよ。

だから，確かに元請企業が，土地を買収した企業が5,000万円のうち2,500万円取ってるでしょう。それで，地元の業者が発注して，私はこの前も言ったようにここでも言ったのだから，地元の業者が1,300万円でやっているのよ，仕事は。しかし，産廃というのは届出義務があると思うのですが。そこらは，前の部長からのずっとの流れだから，新部長にあんまり言わないのですが。

私たちも普通の答弁なら理解するのですよ。少々のは理解しないと，昔から言われているように車の両輪ということにならないので。やっぱり市長部局も我々も竹原市をどうしようか，四，五日前に広島県一のぶげん，金持ちの，市だといって載ったのだから，それは，だからそこは，本当に私はいつも忘れたことはない。どうして財政再建しなくてはいけないのか。だからそこらは原点なのです。

やっぱりこの問題を一体でクリアしていかないと，この庁舎もいつまでもおられるわけではないのでしょ，だからそういう法律解釈も含めて，私は県にもどこにもこれも聞くから。あなたも県に帰るのだから，あんまりやかましいは言いたくないですが，このヒアリング3件，私は比較的柔らかく言っていると思うのですが，このようなことは私は聞いたことがない。今，竹原市もそうだし三原でも解体業者というのはほとんど私は知ってい

ますがね、これは何でも聞くのだから。だから、解体の産業廃棄物というのは、仕分して、どこの道路を通過して、どこの処分場へ行きますというのまで、本来は届出ないといけないのよ。そうしないと、竹原市の売ったものが安定型だと思っても管理型の産業廃棄物だと言ったら問題が出るから。第三者に売っていたと言っても逃げられないのよ、法律上。それが今の福山の日本化薬なんよ。83億円日本化薬が全部出したのだから、金を。それでその処理の監督に行ったのが松村さんだから。

だから、こういう問題はやっぱり法律が絡むので、こうですよという正確に答弁してもらわないと、いつまでもこれ引っ張るようになる。ということで、ぼつぼつこの問題も私も卒業しようと思っている。だから3件のヒアリングなどは、個人情報だというようなことは法律上絶対ないのよ。それは届け出るのだから、ここの解体しますと行って。恐らく無許可で解体しているのだろう。誰かが、だから呉の業者が持ち主だから、たとえその孫請・ひ孫請がやったとしても持ち主が解体を申請しないとイケないのよ、本来は。それしたら、あなた方は答弁する幅が狭くなるから、それ言わないのよあなた方は。そういうことです。

そこらは、私らもそういうことを言われると、今日も本当は弁護士に市長が全部顧問弁護士に聞いて、文書これ送って、どういう部分になるのか、私はやろうと思っていた。影田さんも部長になって就任間がないしね、副市長もそうだし、これからはお互いに認め合って前に行くようにしないとイケない。

次に、行財政改革についてですが、一定の市長からの答弁をもらいましたのであれですが、私は一律何%というのではなく、やっぱり厳しい世の中、選別して、こういう少子化になって高齢化になって、そういう時代が大きく変わったので、財政改革をやる部分と、やったら延ばしてあげる部分もあるのですね、間違いなしに。それは、今、総理候補者3人が、子育てとか、人口をどうするかというようなことは非常に大きな政治の課題になっていますが、我々もやっぱり少子化というのは、家庭でもそうだが行政の一番基になる原点だろうと思うのですよ、やっぱり増やすことを考えないと。

私は国の政策なんかあんまり偉くないと思うのは、3年たったら、5年たったら帰らないと言って、おりたいという者はおらさせて技術習ったのだからおらさせればいいと思うのだが、そういうことをたった目まぐるしく変えて、今度は帰ったらコロナになって来られないようになる。百姓の人が往生している。ではなく、やっぱり日本の国の中でどうするか。

今、東京一極集中を分散しろというような話もありますが、私それが一番いいのだろうと思うのですが、とにかく補助金は、市長、やっぱりめり張りが利いたような、何でもかんでも下げればいい、数字合わせすればいいというのではなく、本当にこの問題は行政の推進のために土台、基礎になるようなものについては、やっぱり増やしてあげるような考えもしないといけないのではないかと思います。そのめり張りについて市長のお考えは。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 補助金、委託料に関しては以前から議員を含め他の議員さんのほうからも御提言いただいているところですが、必ずしも補助金、委託料がそれぞれ悪いという意味ではないというふうに我々は受け取っておりますけれども、必要な補助金については交付をすべきですし、継続もすべきというふうにも思っております。また、併せて委託料についても、またそのように認識をしておりますが、財政健全化の中でも、予算査定の中においては、一律のシーリングの中で補助金については少し考えを別にして、必要なものはシーリングの概念から外すということも1年、2年前から実行をしておりますので、もちろん先ほど議員がおっしゃいました、また他の議員から御指摘もいただいておりますことについては踏まえながら、予算の配分、執行について取り組んでまいりたいと思います。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） これ、前の議会でもちょっと言ったがね、前は、副市長は、これも、ちょっと宇野さん来てくれやと言って、あのバンブーの4,800万円、JRが勝手に設計変更して増額変更を申し入れてきた。私のことだから、ものが言えるような材料を求めないといけないと、一週間写真を撮りに行った、朝昼晩。2人の若い子がぶらぶらぶらぶらしている。一週間たって、工事課長呼びなさいと言って、私の小さい部屋で2人話して、こういう状況だから、認められない。だが、あなた子供ではないのだから、1,000万円だけ認めてあげようと、それでした。そういうことは、やっぱり行政を進めるためにはそうなのよ。

だからやっぱり、行政というのは一遍決めたらなかなかやめられないのよ、やめられないところがある。地域の反対もあるだろうし、そういう決断ができない場合もある。前も言ったように、ちょうど藤原さんだったのかな、建設部長。平成5年度ね、サメネット、これもずっとやっていたのよ。だって、このぼろ網のほうへ海水浴できたら、年間800

万円要るのよ、2か月張るだけで。私は建設部長とさしで話して、とにかくサメの習性から話をして、それからサメが来た場合の情報網、保安庁、漁協、それから観光遊漁船等の話をして、もう情報はつぶさに入るのだということを説得させて、その年にやめてもらった。二十何年になる。やっぱりこういうことが議会と行政の一体感なのよ。そういうことをやっぱりお互いに困ったら、知恵を出し合わないで政治はなかなかできないのですよ。

だから、私は行財政改革をやると言うので20年以上市の補助金をもらって魚の放流もやってきたのを、市から17万円、担当の者にこの前聞いたら大体17万円、うちの会の小型船舶のほうで11万円。去年から補助金切ったのですよ、辞退したのです。辞退したら、長崎漁連が割当てがなくなりますと言われても、一応私も議会で補助金整理しろと言ったくちだから、率先してやらないといけないと思って去年から辞退したのですが。

今年はこの前も言ったように竹原港湾振興協議会30万円と、水質検査費用分担金が11万7,489円、これは法律はもうありまして、私は自信を持ってやめろと言って、これは水質検査がメインになるのですが、水の検査が。三好君と話してやめてもらったので、今年予算が付いていない。これはヒーリングタンクといって、船のバランスを取るために水を入れて航行するのです。こっちに着いたらその水を排出するのです、バラストという。放水時にはもう海水は除菌されているのです、これ除菌装置なの。だからこの費用は、そういう法律なんです、国際法で8年前からこれは決まっている。その理由を言って、この決算書を見せてもらいました。花火の日に船で一遍回ったら終わり。事業はそれだけです。あとは視察が80万円ほど使っていますが。

それから市長、大崎架橋とJRの呉線複線化ですね、今でもずっと協議会みたいのあるのでしょうか。私は市長が音頭を取って30万円余り呉線に出してるのだから、イベントがあるのかなのか知らないが、イベントがあるのならイベントの折りに出せばいいのだから。市長も職員を連れて、やっぱり車で行くわけだから、いよいよ無駄だと思う。

今、JRの汽車や何かはほとんどがらがらだからね。朝晩はかぐや姫とか一杯だがね、2時、3時はがらがらだからね、イベントがない限り。私はこういうのは、これから将来複線になんか絶対にならないと思うがね、なったとしたら自治体が9割ぐらい金を出せと言うのだから、間違いなく。これは駅のほう、三原保線区か、あそこらだと幾ら乗ったらどれぐらいの採算いうの、みんな計算できているから。それ以上投資して出せない、やってくれ言うのなら自治体に出せと言うのだから、間違いなしに。

それで、ずっと呉線を見たらよく分かるように、半分以上は無人化ですからね、そうや

って切り詰めているＪＲが複線化になんか、どれぐらいかかるのか私らは全然分からないが、私は市長が思い切って音頭を取って、これはぼつぼつ可能性がないから打ち切りましょうよと言ったら賛同するのではないのか思うのだがね。まだやれやれ言う市長がいたら、ちょっと私が行って説教してあげるのだが。

大崎上島もそうですよ、あれは千何百億円かかるのだらうと思うのだが。これは私は初めから反対してるのよ、１年生の折から。そのようなものより２００億円かけて、農水産の振興策を作ってやれと言ったのよ、ずっとあの島の周りに石を並べてね、水深３０メートルぐらいなければならん、保安庁がうん言わないから。それで上はハウスして、新しい野菜、果物を開発するとか。そのほうが、当時合併して１万人切っていたのよ。それで５０万人いるのなら橋もつけてやれと。１万人のところに橋をつけてでは、それは国が絶対つけないよ。このようなものを運動するのなら、大久野島へ水道管引いてくれという運動する方がいいと思うのだが。これは市長、本当ね、市長が音頭を取ってやったら、ああ、竹原の市長すごいなあと言われると思うのですが、どうですか市長。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） まずＪＲ呉線に関わる複線化期成同盟会という名称で交付をしている補助金に関しては、これは従前から全線複線化という計画はなかなか難しいということは念頭に置きながら、呉以東については様々なＪＲの活性化、いわゆる利用促進を含めた、どちらかといえば誘客に向けたそれぞれの取組をしていくための別組織を構築した上で、その使途、目的で補助金として関係市町が出し合いをしながら事業を行っている、そういうところでありますので、複線化という名称とイコールではないということは御理解いただきたいと思います。

それと、架橋に関しましては、実は今はもう休眠状態というところがございますし、実は飛島の架橋の延長で、今、岡村島から大崎に向けての架橋のラインが今議論をされているところです。ただ、これも今は現実として非常に厳しいという状況の中です。ただ、全体の広域的な取組の中でそういう位置づけがあるというふうに御理解をいただいて、なかなか非常に厳しい昨今の情勢ということは皆さんの共通理解にしながら、将来的にどうあるべきかということも含めて議論をしなきゃいけないというふうに思っています。

議長（大川弘雄君） １３番宇野武則議員。

１３番（宇野武則君） あれは仁方から下蒲刈へ行っているのでも、無償化、無償化言って７、８年言っているのだがね、なかなか県も無償化できないのよ。それは、あれやると

負担がそれだけ増えるわけだから。無償化というのは私はあまり好きでないのですね。誰かが払うのだから。金が湧いてきているわけではないからね。だから、私は無償化よりはやっぱり国民の給料を上げて、家庭の中でそこで頭を使いながら分配していくということが一番理想ではないのかと思う。

市営住宅も、私は5年前に議席をもらった折から、この問題はずっと取り組んできたのよね。取組が遅いから、説得するといってもそこで生活していた人がなかなかどけないということもあるのですが、私はこの5階建ての西丸子山の折にちょうど委員長をやって、あそこも1階建ての長屋が3棟あったのですが、いろいろな方法で、議員さんもそうだし、地域の有力者の方もそうだし、いろんなことをお願いして、あそこを説得して、いよいよあれ、すんなり建ったのですが。

やっぱりこの問題は受入れ態勢ですね。市営住宅は今2階建ての住宅をやってもらえるが、スピードが遅いのですよ、やっぱり。何か事故があった場合はまた困るので、何千万円単位の補償になるので。だから、やっぱり決めたら早くやるということが、スピード感を持ってやるということが非常に大切なのですね、行政職員も、我々もそうだが。

だから、やっぱり800円だ、1,300円だというのは家賃もらっているといったら、今頃想定できないでしょう。そうかといって、物すごい建ったよね、今、トータテだ、何だといって。誰が入るのかなと、よそのことだが、気にはなるのだが。だから、移転先はちゃっときれいに整理して、さきに。それで説得することです。私の場合は、あそここの丸子山の古い住宅へ仮移転してもらって、それで新しくなったら当然優先的に入るような仕組みになっていましたので、入れてもらったと。満室になりましたよね。だから、そういうことをやっぱり担当課が、今若い人で技術屋の方もたくさんいるので、やっぱりそういうことはしっかり働いてもらうということをしてもらいたいなと思います。時間がなくなったので、最後にアドバイスします。

ジェネリックも県並みにやっているということですが、これからは少子高齢化といって私らもお世話になっているのですが、こういう新しい薬と後発薬の中身というのは変わらないわけですから。

それから、やっぱり一番大事なものは、お医者さんと薬品販売会社ですね、あそこがジェネリック、市が音頭を取ったら薬局もやっぱりやりやすいのです。だから、折があったら、内容物も一つも変わりません、10年の特許期間が切れた薬品ですというような、もうちょっと知識を広げてもらうような、これからはやっぱり国保もそう簡単に運営できる

ようなものではないと思うから県が一元化管理するのだらうと思うのですがね。そこらも含めて、しっかりと今後の取組について一言お願いします。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） ジェネリック医薬品の使用促進の取組についてでございます。

現在のところ、今議員御指摘のような形で、いわゆる医療機関でありますとか、薬局、こういった方々も巻き込んで利用促進に努めているところでございます。具体的に言いますと、これは県全体としての取組ではございますけども、まず患者さんのレセプトから各医療機関における使用割合というものを算出したしまして、それを各医療機関に、おたくの病院さんは使用率これぐらいで今いっておられますよというような具体的な数字を示したものを通知し、またそれに併せまして文書でまだまだ利用を促進させてくださいといったお話をさせていただいておりますし、また薬局につきましては保険医療薬局に対しまして説明会、こういったものを令和元年度では年4回開催いたしまして、その利用促進についてのいろんな勉強会を開催しております。また、各薬局で患者さんにどういう形で勧めていけばいいかというハンドブック、こういったものもお配りいたしまして利用促進の向上のために努めている、こういう取組をしております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 最後になりましたが、105万円がずっと頭にあって、それで今社長になっている5人か7人か、会社のメンバーがほとんど出資がないのですね。その中で、竹原市と商工会議所が金を出して、出さない人を社長に据えている。普通にはなかなか考えられないのですが、それならそういう出資をお願いしますといって他の事業者が来た折に、竹原市はどうやって断るのかなというような思いもあるわけですが、やっぱりこういう社長になる人が50%持って、あとの50%を幾ら幾らで出資してもらってというような、一般的な会社の設立ならある程度分かりますが、市と商工会議所が会社を作って、負債があった場合には出資比率に合わせて補填だというようなことは、なかなかこういう事態が発生したら、やっぱり市民が納得しませんからね。こういう問題は、やっぱり商売というのは、もう自立を大原則にしないと。

補助金が、私はこの前も、山陰の方の話を聞きましたが、4,000人の市で、何千万円、何億円という補助金の事業を4つも5つもやってる。全部赤字だといって。もう持つ

て回っている。だから、そこらもよく吟味、検討して、市の職員だけでは足りない場合があるし、やっぱり事前に委員会等で報告して、どうだろうかというのは、やっぱり雰囲気を作っていないといろいろな問題が出た折に困りますよ。その点、再度市長お願いします。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 法人の構成の仕方というのは、竹原市だけで誘導ができるものではないと思いますが、実際にこのまちづくり会社が今現在果たしている役割というのは、一定には安定をしてくているところでもありますし、そうした中で組織体としてのありようについてはそれぞれ毎年度、総会等もあるわけですから、その中で議論をしていければというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 以上をもって13番宇野武則議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後2時45分まで休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時45分 再開

〔議長交代〕

副議長（堀越賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、川本円議員の登壇を許します。

7番（川本 円君） ただいま議長より登壇の許可をいただきました創政会の川本円でございます。発言通告に従いまして、令和2年度第3回定例会一般質問をさせていただきます。

本日は、財政健全化計画における事務事業の見直しについて御質問させていただきたいと思っております。

令和元年12月13日に、総務企画部より財政健全化計画の取組状況等について全員協議会で説明をいただきました。

冒頭の市長挨拶では、「計画の策定以降、人件費の削減をはじめ、事務事業の見直しを行うなど、計画の目指す弾力的かつ収支が均衡した持続可能な財政向上の確立に向けて取組を進めてきたところでありますが、基金総額残高が7年連続で減少するなど恒常的な財政不足の状況にあり、加えて経常収支比率が100%を超え、大変厳しい財政状況が続いており、こうした状況の克服に向け、より加速化した取組が必要である。こうしたことか

ら、現時点において検討している歳入歳出両面における取組について御説明し、議員各位をはじめ市民の皆様の御理解をいただきながら、持続可能なまちづくりを進めてまいりたい」とありました。

その後、担当課長より歳出削減、歳入確保の取組状況と事務事業の見直しの説明がありました。ここで私が注視したいのは、事務事業の見直しの事業名、内容、時期であります。

駐在員の廃止からご長寿にぎわい事業補助金までの計14件が挙げられており、既に議決を経て執行された事業もありますが、ほとんどが令和3年3月末（予定）に実施されることとなっております。

当然、財政健全化計画の名の下で打ち出された事務事業の見直しですので、一定の理解はしているつもりであります。事業によっては、既に機能していないものの廃止、建物、事業の集約による整理や、民間委託等を行うことにより、歳出削減をより一層加速させることが急務であると認識しているところではありますが、その中でも行政サービスを提供している施設（出張所）や地域のコミュニティや避難所としての機能を持つ集会所等の配置の適正化については、利用者が少ないという理由での廃止等は少し乱暴でなかろうか私は思っております。

この2件に限らず、地域住民の理解や協力が不可欠であることは言うまでもありませんが、先ほどの実施時期が令和3年3月末と予定されているのであるならば、既に何らかのアクションや地域住民へのアプローチがあってもしかりと思いますが、今現在は見えておりません。

特に、私の地元の吉名出張所については、出張所がなくなると住民票や印鑑証明はどうすれば。コンビニで手続きができるそうだが、距離があり不便に思う。町が寂しくなる中、行政サービスまでも低下するのはいかななものかななどの声が寄せられております。これから竹原市の人口減少が今以上に進み、高齢者の比率も上がると予測される中、自分自身で移動手段を確保できない方や、経済的または身体的に行政サービスを受けづらい方などにとって、今ある出張所は非常にありがたい存在であるし、立地的にも町の中心部にあり、町のにぎわいや地域拠点としても非常にその役割を担ってきた経緯もあります。

荘野地区にも、同様に出張所の廃止について不安に思っている方が日々多くなっていると伺いました。

現時点で私が言えることは、竹原市に在住の市民は、どの地域に住まわれていても同様

のサービスが受けられるのが原則であろうし、竹原市の目指す持続可能な市政運営の観点からも出張所の役割や機能は極めて大きいと感じております。

そこでお聞きします。

今回の吉名、荘野出張所の廃止に至るまでの経緯を市民の皆さんが分かるように教えていただきたいと思います。また、竹原市の考える行政サービスとは、今後縮小や集約を伴う形へ移行していくと考えてよろしいでしょうか。

次に、実施時期（予定）は令和3年3月末とありますが、住民説明等を考えると現時点においても時間の猶予がないと思いますが、実施に向けたタイムスケジュールをお示してください。

全員協議会の総務企画部長の説明の中で、「廃止する際には機能を代替することは考えないといけませんし、利用者の方々の移動手段のこともありますので、総合的にも新たな仕組みというのは考えないといけませんし、何より住まわれる方にとってよりよい事を併せて考える」とありました。ここで言う新たな仕組みとは、具体的にどのようなものですか。また、その内容は行政サービスの低下にならないような配慮は行われておりますか。

次に、今回の出張所廃止については財政健全化計画の一環での提案であります、今までの取組状況において歳出削減、歳入確保の数値的な目標に対して思わしい成果が見られてない中、住民説明の際にどのように理解していただき、協力をしていただけるような材料は持ち合わせておりましたか。

次に、集会所等の配置の適正化においては、策定中の個別施設計画を踏まえ、今後具体的箇所を決定する予定とありますが、これも実施時期の令和3年3月末（予定）を考えると時間に余裕があるとは思えません。現在の策定進捗状況と住民説明に向けた動きを教えてください。

最後に、今回の事務事業の見直しについては、一つ一つの内容の積み上げが歳出削減につながっていくのだと思いますが、行政サービスに関わることについては、その内容や時期は市民の理解、協力が不可欠なものである以上、今後においても、私たち議員はもちろんのこと、市民に対して十二分に説明をする体制を作っていただきたい事を切に願うことを申し上げ、私の一般質問とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

副議長（堀越賢二君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 川本議員の質問にお答えをいたします。

本市は、現下の厳しい財政状況を克服し、弾力的かつ収支が均衡した持続可能な財政構造を確立するため、平成31年1月に財政健全化計画を策定いたしました。

その中で、費用対効果や住民ニーズの変化などの観点を踏まえ、廃止も含めた事務事業の見直しに取り組んでいるところであります。

出張所につきましては、1か所あたりの平均取扱件数は1日8件程度であり、職員配置の費用対効果が小さく、本庁へ集約することにより業務効率の向上などが期待できると考えられることから、事務事業の見直し項目の一つとして廃止の方向で検討することに至ったものであります。

事務事業の見直しについては、費用対効果や利用減少といった住民ニーズの変化などの観点から検討を行い、事業等の縮小、廃止、集約や新たな事業への転換など、今後にも必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、出張所機能の代替につきましては、財政健全化計画における出張所の廃止方針に基づき、本年2月及び3月の2か月間、出張所の利用状況を調査した結果、利用されるサービスは、証明書の交付、料金収納、各種手続における本庁への連絡業務など限定的であることが傾向として見られました。

料金収納については、現行においても口座振替や、地域の郵便局や銀行、コンビニ、スマートフォンでの支払いによる代替が可能であることから、広く周知を図っているところであります。

証明書の交付については、本庁窓口での交付、郵送請求による交付、電話予約による時間外交付を可能としており、また、新たな取組として、今年度末までに市内全域のコンビニにおいて、住民票、印鑑証明、税証明の一部を取得できるように準備を進めているところであります。

さらに、今後の各種手続における本庁への連絡業務については、現在、地域交流センターなどでの対応について協議を進めております。

こうした取組を進め、可能な限り住民サービスの確保に向け調整をするとともに、議会への説明や市民の皆様への説明の場を設け、御理解いただけるよう取り組んでまいります。

財政健全化の取組状況につきましては、歳出削減の取組として、事務事業の見直しや人件費の見直しなどに取り組んでいるところであり、費用対効果等の面から課題がある事業

の廃止等を進めるとともに、人件費においては、現在、特別職を含めた職員の給与の減額措置を行っており、引き続き給与制度の適正化などにも取り組んでまいります。

歳入確保の取組として、ネーミングライツの導入、竹原港及び北崎市営駐車場の有料化、ふるさと納税サイトの拡充など、新たな歳入確保の取組を進めているところであります。

出張所の廃止をはじめ、財政健全化に向けた取組につきましては、こうした歳出削減と歳入確保の取組を進めながら、事業の選択と集中を進め、財政健全化とまちづくりを両立していく道筋をお示ししていくことで、住民の皆様の御理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、集会所等の配置の適正化につきましては、昨年度において作成した公共施設白書を基に、施設の利用状況、老朽化の度合い、維持管理コストなど様々な面から検討を行い、施設ごとに今後の更新、長寿命化、統廃合の方針を定める個別施設計画の策定に着手しているところであります。

この計画の素案を作成した段階において、市議会に意見をお聞きし、その後地域住民や施設管理者に対して内容を説明してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず最初に、私の質問書の4ページぐらいの頭には書いているのですが、竹原に住まわれている方がどの地域に住まわれても同様な行政サービスが受けられることが一応原則であろうというふうに私は常日頃から思っておりますが、まずそこについて市の見解と認識を教えてくださいたいと思いますが、お願いできますか。

副議長（堀越賢二君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

議員の質問書の4ページのところからということですが、確かにどの地域に住まわれても同様の行政サービスが受けられるのが原則という面はあると思います。これは全国のどの自治体に住まれましても、同様というわけにはいきませんが、おおむね同様の住民サービスを受けられている状況になっているのではないかと考えております。

しかしながら、人口が減少いたしまして財政的に厳しい状況にあり、主に歳入の面が大

変厳しい中におきまして、住民ニーズが多様化するなど時代の変化において、現行の住民サービスをそのまま維持することが難しくなっている現状ということから、こういった上限があると思っております。多様化する住民ニーズに応じました住民サービスに責任を持つ、役割を持つ我々基礎自治体である市でございますので、より事業の選択と集中を図らなければならないと考えている中から、今回この計画に基づく取組に至っておりますので、その点も御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） それは重々理解しているつもりなのですが、できるならば先ほどの質問のところに市民の声ということで紹介させていただいたように、やっぱり今ある現行の行政サービスは受け続けたいというのが、市民の強い思いがあるということを一応頭に入れていただきたいなと、これはよく言っておきたいと思います。

それでは中身に入らせていただきます。

これが令和元年12月13日に初めて公表されまして、一応一通り御説明はいただきました。それからというとなんか10か月ぐらいになるのですか。それまでにやっていかなければならないこと、当然のことながら住民に向けた説明会なりを開かなければ当然いけないことであるわけです。それにしても、令和3年3月、もしやるとするにしても、もうそろそろ動きがあってもしかりと思うのですが、もうちょっとタイム的なスケジュールを、いつまでにはこういうことを終わらせたいとか、住民説明ですけれども、やっていきたいという予定というのが今現在おありでしょうか。

副議長（堀越賢二君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

昨年の12月に全員協議会でこの取組について御説明させていただきました。

この間でございますが、御承知のようにコロナの関係もございましたが、取組項目につきましては、随時、予算編成も踏まえまして取り組んでいるところでございまして、その中でなかなか表には見えないのではないかと御質問であろうかと思いますが、その点につきましては、また時間は限られておりますが、鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

また、そうした中で、説明の場におきましては、答弁にも書かせていただきましたけど、取組を進める中で可能な限り住民サービスの確保に向け調整するということと、議会

の皆さんをはじめ市民の皆様への説明の場ということになりますと、やはり地域交流センターなどでの対応を踏まえた上での説明というふうになろうと思っております。時期を申しますと、現在定例会開会中でございますので、当然、定例会終了後速やかに行いたいのはもちろんでございますが、申しましたように他の取組との調整というものを踏まえた上での説明の場を設けたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） 今、定例会後速やかということ。

いずれにしても、住民説明というのは早過ぎて困るということはほとんどないと思います。できるだけ迅速に取りかかっていたきたいと思います。

その住民説明の中において、恐らくですよ、まだ開いてないので分かりませんが、恐らく厳しい意見の方が今後多くなってくるのかなと予測されます。先ほど言ったように、今まで何の気なしに受けられるサービスが突然受けられなくなる可能性も秘めてくるわけでございますから。その中において質問した中で、それらを踏まえて住民の方々に理解していただく、もしくは協力していただけるような材料はお持ちですかというふうに聞いたのですが、答弁書にはどの部分に書かれているのでしょうか、教えてください。

副議長（堀越賢二君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

答弁書の中では2ページの中段以降となりますが、財政健全化の取組といたしまして歳出の削減、歳入の確保とともに、これは最初の答弁のところを引用させていただきますけど、こうしたお答えしました取組をはじめ、現在当然取り組んでいるところでございますし、今後も引き続いて取り組んでいくということでございます。

取組を進めていく上におきましては、財政健全化の目的でございます収支の黒字化、基金残高の一定額の確保というものを図りまして、安定的な行財政運営につなげまして、庁舎移転などをはじめとした将来に向けての投資や、本市の魅力の向上に必要な事業の財源の確保に努めていきたいということでございます。

将来にわたっての財政の持続可能性の確保が不可欠であるということでございますので、そういった意味におきましても事業の選択と集中を一層進めまして、御理解をいただきたいと思っております。

答弁書の中におきましては2ページの後段から以降、まとめた形にしておりますが、確

かに厳しい御意見は出ようと思っております。そうした中でも我々は理解を求めていただくように、誠意を持って御説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） 誠意を持ってということでございます。

そこで私が思うには、当然財政健全化の一環での案件でございますので、恐らく実行していくだろうとは予測しております。でも、それに代わる代替案をとかという話が答弁書にも盛り込まれておりました。例えば、地域交流センターという話も出ておりますが、部長がずっと前に説明した中で、新たな取組として考えていかなければならないというふうなことを言われたのです。この答弁書を読ませていただきますと、特に証明書の交付についてなのですが、本庁の窓口での交付であるとか、郵送それから電話予約、これは新たな取組でなくて現行やっていることを、例えば吉名であるとか荘野のほうで取扱いを推進するという話。新たな取組としてはどういうことかという、今回始まりますコンビニにおける各種手続きができるというふうになっております。新たな取組は多分これだけだと思うのですが、吉名のことばかり言って申し訳ないのですが、皆様も御存じのとおり、吉名の中心部からコンビニまでというのが距離的に非常に遠いと。まして、高齢者の多い町でもありますので、なかなかあそこまで歩いてというのはちょっと非現実的かなと思っております。それ以外に、もしコンビニ以外に、先ほど地域交流センターという話が出たのですが、よりそれにとって代わるようなシステムを、お考えがあれば分かる範囲でいいですから教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

副議長（堀越賢二君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今議員御指摘の新たな取組という部分に関しましては、1点には御紹介のありましたコンビニ交付が4月から始まりますので、これをまた選択肢の一つとして使っていただきたいという、そういうものでございます。

それ以外にといいますと、今考えているのが出張所におきまして御利用いただいていた項目の中に申請書類でありますとか、そういった本庁との連絡の送達業務というのを出張所で受けていたのですけども、出張所がなくなるということになりますとその送達業務をどこかに、ほかの公共施設でありますとか、ほかの場所をお願いするようなそういう取組をしなくてははいけない。そういう意味でありますと、今まだ協議中ではございますが、答弁書にありましたように交流センターのほうでその受付をしていただけないかというのを現在協議している、こういったことが今考えられているところでございます。

以上です。

副議長（堀越賢二君） 7 番川本円議員。

7 番（川本 円君） そこで、今御答弁いただいた中で改めて聞くのですが、今私のほうに寄せられとる声として一番皆さんが不安に思っているのは、要は証明書です、印鑑証明であるとか住民票の写しであるとか、あれが今でしたら出張所に行って、窓口業務のこととして、申請書を書いて、本人確認していただければ、早ければ1分以内にすっと出てくるわけですね、お金払って。そこなのです、一番住民として心配しているのは。私もよく利用させていただいているのですが、例えば住民票の写しであるとか印鑑証明が必要な場合というのは、恐らくその日に行ってその日にもらいたいから行っていることがかなり多いと思うのですよ。何日か前に出向いて前もって取るということは、恐らく皆さんもそうではないですか、できるだけ緊急性を要することのほうが多いような気がします。ということは、何を心配しているかということ、やっぱりその日にすぐ欲しいのです、郵送とかでなくて。

これもお聞きしたところによると、今は出張所の中で必要な方が来られたら本人確認して、その出張所内で証明書なりを発行しているということです。ですが、出張所と本庁1階と一応回線でつながっているというふうにお伺いしました。ということは、ちょっと手間なやり方かもしれませんが、窓口業務は地域交流センターか何かしらの形を残して、まず申請書を書いていただいて、窓口業務として預かる、本人確認をそこでしてもらって、その申請用紙を何らかの形で回線を通じて本庁に送る、本庁がそれを確認して証明書をまた回線を通して出張所に紙を出す、プリントアウトするということも不可能ではないと思うのです、つながっているのであるならば。

あとはやっぱり利用時間の問題です。今は恐らく出張所も8時半から15時15分だったですか、その間でやっていますけど、なかなか利用者数も少ないというお話でありますから、例えば午前中だけ限定でもいいです、とにかく即日欲しいわけです。今、回線を利用してやったらどうかって言ったのを、ちょっと時間は今やっているよりか、通常よりかは確にかかるとは思いますけど。このあたりどうでしょう、今すぐやって返事をくれと言うわけじゃなく、可能かどうか、考えていただけるかどうかお答えいただけますか。

副議長（堀越賢二君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 現在の出張所との回線を維持した形で現在のサービスを継続する方法として、今議員のほうから御提案をいただきました。こうした御提案のような

対応につきましては、新たなといいますか現在の出張所機能の全体の代替サービスの手法の一つとしてできるかと言えば、それは技術的には可能だと考えております。

しかしながら、これらの機能を維持するということは、現在の出張所にかかっている経費がそのまま、同額ということにはなりませんけども、一定には機器類とか人件費また一定の経費、こういったものは引き続き発生してまいります。また、人役も必要となってくるとも考えられます。そういうことを考えますと、今回出張所の廃止に至る経緯、これを十分に皆様に御理解をいただきまして、ぜひ本庁への業務の集約、これについて御理解をいただきたいと考えます。

あと、交流センターの開館時間等のお話が今ございましたが、現在交流センターと協議をしている中に、先ほど言いました送達業務、これの受付をやっていただくお話を交流センターの方とさせていただいております。そうした場合に、送達書類等の受付時間につきましては、交流センターというのは各交流センターで開館時間をそれぞれが決めておられるということです、その開館時間内に受付時間を設定して運営できればいいなと考えているところでございます。

以上です。

副議長（堀越賢二君） 7 番川本円議員。

7 番（川本 円君） 分かりました。

ですから、今私が言った送達業務については地域交流センターで何とかやれるのではなかろうかと。今回の手続云々かんぬん窓口業務というのはちょっと厳しいかなというふうに理解してよろしいですか。はい、分かりました。

言っても、さっき総務部長も言っておられたように、これから住民説明するわけですよ。納得しますかね。一番危惧しているのはそこです。ああ、よく分かった、ではそれはしょうがないのというのが一番いいパターンですよ、住民説明する上で。やめるというのが大前提にきて、誰も賛成しませんよ、実際問題。では代わりにこういうふうにする、形は変わるけどこういうふうには機能は残しますから、どうぞ協力してください皆さんといったら、あれでも、おお、ならそうだなという人が出てくると思います。

だから、まだ住民説明行っておりませんが、やっぱり住民の皆様が納得できるように説明していくというだけでは、恐らく案件が案件だけになかなか首を縦に振らないと思います。だから、もっともっと研究していただきたい。先ほどの回線の話ではない、できない理由を探すのではなくて、何とかしてできるようにするにはどうしたらいいのかというこ

とを全面に考えていただきたいと思いますですが、そのことについてどうでしょうか。

副議長（堀越賢二君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 住民の皆様への説明につきましては、先ほど総務企画部長のほうから申し上げましたとおり、これまでに至った経緯でありますとか、現在の出張所の御利用実態、それは費用対効果のお話もさせていただきますし、そういった経緯と併せて今後廃止後に利用していただけます現在のサービス、またその延長の部分について、しっかりと詳しく、利用方法等も含めて御説明をさせていただいて、しっかりと理解をしていただくような説明に心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） これ以上は言わないですから、よろしくお願いしますとしか言わないですけども、やっぱりつらいですよ、そういう地域の方々にしてみれば。それだけは、そういった心情はしっかり理解した上で、今度説明に行ってやってください。

恐らく、先ほど厳しい御意見も出るであろうと言われてました。厳しい意見が出ても、それに代わるようなものを、形の見えた状態で提案なりしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それと、集会所の廃止の適正化について、改めて再質問させていただきます。

これも元年12月13日に同じく説明をいただきました。答弁のほうでは、今計画は素案を作成中であると、個別計画の策定を着手しているところということでございますが、これも同じく利用されているその地域に出向いて、集約されるのですよ、または廃止されるのですよという説明は当然のことながらなされるわけでございますから、実際これは間に合いますか。まだ素案ができていないということなんですが、いつ頃をもって素案ができる御予定でございますか、教えていただけますか。

副議長（堀越賢二君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

集会所等適正化ということで、これも議員のほうから見直し項目ということで御照会ございまして、今回御質問いただいております。配置の適正化ということでございます。

現状におきましては、御答弁申し上げておりますが、個別施設計画を定めるということにしておりまして、公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、白書のほうも作成した後の個別施設計画ということでございます。年度内をめぐりに方向性は整理していきたいと

考えております。さりとて、議員おっしゃるように令和3年3月末ということになりますと、もう約半年しかございませんので、その点も踏まえましてのことでございます。特に施設の統廃合等が必要な場合におきましては、地域とも協議しながら進めていく必要があるということでございます。ただし、新型コロナウイルス感染症の条件もございますが、そうは申しまして、できる範囲内のことは行うということでございます。時間に限りもありながらも、この辺も鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） そうですね、新型コロナのせいで何もかも相当ずれ込んでいってるというのは承知しておりますが、これも先ほどの出張所ではないですけども、一応令和3年3月末ともう決まっているのであれば、（予定）とはなっておりますけど、お尻が決まっているのであれば、これは早いことに、こしたことはないと思いますので、できるだけ敏速にそのあたりは動いていただきたい、また地域の住民の理解も同時に得られるようにしっかりと説明していただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、最後に、今回主に出張所と集会所のことについてお伺いさせていただきました。質問書に書いてあるように、これは財政健全化の名の下に、その一環で打ち出されたものであります。私も財政健全化計画には当然ながら賛同しておりますし、そう進めていただきたいという思いは十二分にある。しかしながら、やはり行政サービスの低下を招くようなことは、極力市民の皆さんの声を聞いた上で、その時期も含めてしっかりと考えていただきたいと、かように思っております。

それと今回、唐突ではございますが、先ほど言った回線でつながっているのだから何とかならないのかというふうな提案も含めた話もさせていただきました。

最後に、市長のほうで、これらの提案を含めて、今後集約とか廃止とかというふうな話がどんどんこれから増えてくる。かなり厳しい住民説明がこれから迫ってくると思いますが、今後の市長のお考えと、今後のその他行政サービスに向けてのお考え方を最後にお聞きして終わりたいと思います。よろしくお願いします。

副議長（堀越賢二君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 行財政改革に関わって、財政健全化計画で取り組むべき項目をお示しをした上で、今般お示しをしたその目標に基づいて取組を進めるということで、各それぞれの議員さんから御質問いただいたり、御提言をいただいているところでございます。

先ほど部長も申し上げましたとおり、非常に新型コロナウイルスが取り沙汰されて、この半年間のこの期間というのは非常に各取組を進める上では痛い影響のあった期間というふうに、それぞれのこの行政事務全体に影響があったものというふうに認識をしております。今後、取り戻すべく取組を進めてまいりますけれども、そうかと言いましても、全体の説明が不十分の中で見切り発車であるとか、そういうことも逆にできないというふうにも思っているところです。さはさりながら、計画に定める目標に向かって進むことが財政健全化により近づいていく道であるということも一方では認識しているところでございます。

今般、議員から御指摘がありました、今日議場の場で初めてお伺いしたようなこともひょっとしたらあるのかなと思いますので、その点をすぐに実行できるできないということは、端的に部長のほうは申し上げましたけれども、代替措置をどうしていくかという議論の中で、それぞれ考えていかないといけない項目であるというふうには思います。ただ、前提としてはやはり人口の問題もありますし、利用数の問題というのはあると思うのです。だから、過去からずっとあったものをずっと継続できるということと、その問題とは相反する問題でもあるというふうな認識もしております。実態に即して、やはり現状の行政運営はしていくものというふうに思いますし、一方では財政、収入の額についても、当然今のこの時代ですから、国も大変財政は厳しいですけれども、地方都市はもっと厳しいということをもって、さらなる地方への税財源の移譲等についても申し述べつつ、全体の行財政運営、竹原市としての行財政運営を職員とともにしっかり進めていきたいというふうに思っております。

その中で、それぞれ議員さんには様々な御意見を伺いながらもありますが、行政が推進をすべくその推進の考え方でありますとか施策についてはぜひ御理解を賜りたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副議長（堀越賢二君） 以上をもって7番川本円議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、明日9月15日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時24分 散会